

も、またわれわれ民族の将来から申しましても、ぜひなくてはならないことはだと思います。特に生産というものは、これから自動式機械ができますと、人は比較的には要らなくなります。商業特に小売商業だけは、口数に比例して、と申すと語弊がありますが、ます大体取引口数に比例して仕事がふえて参ります。機械によってたくさん作る、従来人が作っておったの大機械で作り出すようになると、比較的人は要りません。がしかし、小売商業では一人につつずつ売るのに一人を要すれば、二人につつずつ売れば、二倍の時間なり、または人が必要となります。一つの取引に人が一人ずつかかっておらなければなりませんので、あり余る人口を収容する職域としてはまことに重大なもので、われわれが保護防衛しなければならぬものであると深く信じております。そういう意味合いにおきまして、外国では、小売商業といふものを一つの倫理問題として、気の毒な小さい人たちのためにというような意味で問題を取り扱われております。けれども、それと同時に、日本の経済の将来に対してはなはだ大切なものだ、この問題につきましては、私はただにわざわざの将来に対して大切なところを温存すると申しますが、保護育成するに申しますが、それができるか、問題はその手段方法にあるのではないかと存じております。ところが、これら私は皆様にとってあきらまない議論を申し上げますけれども、私はそういうような熱意を持つております。

かねる点があるのです。それは以前よく商権擁護と申しておりますが、このごろはそういうことを言う人ではないと思います。商業はおれたちの権利だ、もうそういうことを言う人はないと思いますが、それでも現にこの法案の中の一部にありますように、業務分野の確立あるいは適正な流通秩序の維持という言葉が使われておりますし、業務分野の確立ということは、おそらく生産、卸、小売、消費者の順序を経よ、卸は卸、製造は製造、小売は小売、消費者は消費者、人の領分に進出するな、各自それぞれ独自の立場があるので、この順序で物を流せ、そういうことを言うのではないと思いますが、文字の表面を見ますと、いかにもそういう印象を与えておるのであります。私はこの点に非常な不満を感じておりますので、文字の上では業務分野の確立、適正な流通秩序——政府案を見ますと、ちょっととこれがやわらかになつていまして、非常に円熟した言葉が使われて、正常な秩序を阻害する、まことに老巧と申しますか、まことに婉曲な、差しさわりのないような言葉が使われておりますけれども、ほかの法案にははつきりと流通秩序ということが書いてあります。これがありますと、消費者に接触する部面というもののは小売商のなれ張りなんだ、独占なんだ、だれもここへは入り込んではならないんだというようなことを言っておるのはないと思いますけれども、そういうような感じを与えておるのであります。私は、ここはおれの分野だと、これはけっこうなんです。しかし、人は入っちゃいけないというようななわ法を張ることは、これは一応考え方直して

りさえすれば、問屋さんがすぐ持つて
いってくれるのだ、これはもうおまか
せしよう、これでよかつたのであります
すけれども、大量生産になつて、みな
が競争しなければ売れなくなると、よ
ろしく願いますと言って、卸、小売に
頼んでおきましても、なかなか自分の
ところの品物だけを売つてはくれませ
ん。これは製造業者から見れば、まことに
残念なことだらうと思いますが、
自分の品物はいいのだから売りたいと
思いましても、問屋なり小売業者は、
一番売れる品物、利益になる品物を扱
いますから、どの生産者が作った物が
いいからといって、その品物を売つて
くれません。言いかえれば、この道を
通つていったのでは、おれの製造がで
きない、おれの品物は売ることができ
ない、売れない、こうなつて参ります
と、大きな生産設備をすれば、どうし
ても何とか考えてみずから消費者に賣
りつける、あるいは小売商と手を組
んで一緒にやる、あるいは独自にや
る、いろいろな手を考えるだらうと思
います。そうせざるを得ない羽目に
なつておる。言いかえれば、買手市場
の時代になつてしまつたのであります
す。小売業者、卸業者は決してある生
産者の品物を売る義務はないのでありま
す。ところが、製造者となれば、ど
うしても売らなければならぬのであ
ります。一方売つてくれないとそれ
ば、どうしても何とかみずから方法を
とらなければなりません。いわゆるこ
の道を通つていつたのでは——この道
間における新しい一つの配給の方法の

変革だと思つております。それから私がもう一つ申し上げたいのは、これも商業者の方々に対しても存在するので、消費者はなはだお気の毒ですが、商業者はわれわれ消費者のために存在するので、消費者は小売商のために存在するのではないであります。もし私たちが付近から買えば一円で買わなければならぬ物を、他から八百五十円で買うことができるとするならば、それをお前いけてないぞといってとめられることは、われわれとしては非常に苦痛なのであります。私たちはもちろんなるべく専門生活をしたい。これは不法な行為、不正な競争によつてやるならいけませんけれども、小売業が小さくて、大きき取り扱つてそうしてサービスその他を切り捨ててやれば、アメリカは二割、三割といいますけれども、まあ一割、一割二分くらいマージンで売ることは必ずしも困難ではない。一日に十売るか、一日に一万売るかということによつてマージンは違つて参ります。ですから、そういうような合意的な方法によつて直接消費者に接触する道があるとするならば、私は、これがいいけないということはどうかと思います。ですから、ただサービスも同じ、やり方も同じ、しかも、それにもかかわらず、大きな資本の力で排除しようとします。これは私は断固として排撃しなければならぬと思っております。問題は、公正な競争、正当な経済秩序によつていつておるのか、あるいは、あそこは製造をやっておるのだ、あの会社は直接接觸しなくても何でもいいのだ、ただ金があり余るから、ああいうことを手遊びでやっておるのだ、というようなことがあるとするならば、私は

絶対排撃しなければならぬと思う。そういうようなのは幾らもあります。世の中が進つて参りますから——これはおもしろい話ですけれども、一九三〇年から四〇年まではディスカウント・ハウスというものは非常に不公正な方法だといって排撃されたのであります。が、今ではあれは正当なものだといわれているのであります。初めのうちは、どうしてもそういうような非難を受けます。

な問題なのであります。特にマー・ケット・チエーンの問題は、百貨店法による増新設規制の規定の強化という百貨店の脱法行為等をふさぐ側面からの規制だけではなくて、大資本による小型連鎖店経営そのものに規制の照明を当てる必要がどうしてもあるのであります。

ここで、いわゆるスーパー・マー・ケット問題について付言させていただくなれば、私ども小売商が特に法律による規制をお願い申し上げておりますのは、決してスーパー・マー・ケットそのものではないということであります。スーパー・マー・ケットをどのように定義づけるか、種々議論がなされておりますが、これはもともとアメリカにおける小売形態の一発展形式であり、これを日本のそれに当てはめること自体あまり意味のないところであります。問題は、スーパー方式そのもの、セルフ・サービス方式等、スーパー・マー・ケットの経営方式をいろいろ日本の実情に合せ取り上げつたのが日本の現状であります。問題ではなしに、大資本がそうしたアメリカの経験を十二分に活用しつつ、小型連鎖店、マー・ケット・チエーン経営という方法を使って、本格的に小売業界進出を開始したというところにあるのであります。百貨店という、いわば商業界の巨砲大艦主義の時代がターミナル・デパート方式に変り、今日では大資本の小売業界進出の方が、マー・ケット・チエーン方式に変つたことがあります。百貨店法同様、立法趣旨はよいが、時期がおそかったといふことのないよう、この点につくことがせひ必要であります。また生協につきましては、これが撲滅論を唱えるものでは決してありません。税に

いての小売商の叫びに耳を傾けていたト・チエーンの問題は、百貨店法による増新設規制の規定の強化という百貨店の脱法行為等をふさぐ側面からの規制だけではなくて、大資本による小型連鎖店経営そのものに規制の照明を当てる必要がどうしてもあるのであります。そこで、いわゆるスーパー・マー・ケット問題について付言させていただくなれば、私ども小売商の要望は、これが全面禁止ではなくて、問題の多い地域または業種の限定された範囲でお願いしているのであります。不況下の今日、流通各段階での事業活動は下へ下へと変わる努力が行われており、ますます私は規制の必要を感じている次第でございます。

小売市場につきましては、大阪並びに神戸の代表から詳しく述べることにと存じます。が、全日商連も、これらの方々の主張とともに、その全般的かつ直接的許可制の御採用を願う次第です。

次に、生協、購買会問題でございますが、ここで私どもの基本的立場をぜひとも申し上げさせていただきたいと存じます。私どもは、世上いわれる生協、購買会問題という二者を一からげにした扱いには賛成いたしておりますが、生協の行き過ぎは是正を求めておらず、市場の規制につきましては、商業に与える影響のそれと何ら変わることはないのであります。私ども小売商は、生協の行き過ぎは是正を求めておらず、市場の規制につきましては、商業に与える影響のそれと何ら変わることはありません。生協がその理念を離れて商業主義に堕するとき、小売商業界における生協の役割は、大資本マー・ケットの小売商にむしろ控え目な主張であると申すことができる存じます。昨年春の国会で、次期国会で必ず通ぞうという委員会の御決議をいただき、特

ついても、小売商の事業協同組合との扱いであり、その理念自体に対しましては、小売商は挑戦するものではありません。しかし、小売商が生協に負けて消費者の身になり、サービスに徹するには、あまりにも今の小売商は税が重い等の悩み、苦しみがあることを忘れないでいただきたいと存じます。生協がその理念を離れて商業主義に堕するとき、小売商業界における生協の役割は、大資本マー・ケットの小売商にむしろ控え目な主張であると申すことができます。今年春の国会で、次期国会で必ず通ぞうという委員会の御決議をいただき、特

ついても、小売商の事業協同組合との扱い、特別措置法の中にこの制度が御採用にならなかつたことは残念であります。当事者同士の話し合といふことは、いつの場合にも必要であり、ただ野放しといふことではなく、法律の裏づけを持った公けの上儀で話し合うことには、いつの場合は、民主主義のあり方からいうことは、民主主義のあり方からしても全く異論のないところと思っていただけであります。

大へんにぶしつけてございますが、

不満足な気持をそのまま申させていた

無税で全く野放し状態であります。こ

れに対しましては、人格を持たせ、税

を課し、独立採算制をとらせていただき

て行われているものであり、無人格、

ナル・デパート方式に変り、今日では

大資本の小売業界進出の方が、マー・

ケット・チエーン方式に変つた

といふことであります。百貨店法同様、

立法趣旨はよいが、時期がおそかった

といふことのないよう、この点につく

るものでは決してありません。税に

えるものでは決してありません。税に

いるものでは決してありません。税に

人口はおおむね二万八千人であります。また三千人であります。現在におきましては九千ないし五千に減少しているのであります。そして、その原因は住民が減少したためではなく、市場が乱設せられたためであることは、また五大市の調査報告によりまして明瞭でございます。これは同時に各小売店舗当たりの顧客の減少、従つて売り上げの減少、各商店経営の困難を示すものであります。この点は先ほど諸先生のお手元に差し上げました統計によりましても御推察が頼えると存ずるのであります。

その三は、政府原案によれば、その許可は有名無実にひとしく、狡猾な市場開設者は容易に脱法行為によって市場の開設ができるということになります。すなわち政府原案によれば、市場の開設はその市場内に生魚、青果、生肉の三商業商店のそろうて存在するときに限り開設の許可を必要とするもしからざる場合は許可を要せない、しかし開設後右三商業商店がそろうて存在するに至らば、このときあらためて許可を必要とすると承わりました。これでは開設当初には右三商業の出店者をそろえないことによって無許可にて市場を開設し、後日に至りこれをそろえることは容易なことでありますから、このときにはあらためて許可を受けねばならぬと言われましても、そのときには、たとい開設者と出店者との間の契約その他に不当があつて不許可となりましても、すでに開設された市場を開鎖することは断じてできません。何ゆえならば、元来市場開設者の不当な行動によって何も知らぬ出店者の営業ができなくなるというがごときことは、筋の通らないことであるのみ

ならず、市場の閉鎖は多数小売商人の営業とその生活をも奪うことになるからであります。従つて、結局は政府原案によつては刻下の急務たる市場の乱設とその弊害とを防止、救済することはできないと信ずるのであります。従いまして、以上申し上げましたごとく、市場の公共性に対応し、かつその弊害と過当競争による出店小売商の其倒れを防止してその生活の安定を期するためには、市場の新設による乱立自体を規制するほかには道はないと言ずるのでござります。

しこうしてこれが規制の方法につきましては、終戦前府県取締令において定められていたごとく、また浴場の新設の許可について昭和二十三年七月制定せられた公衆浴場法のごとく、市場の新設の許可には既存市場より五町以上の間隔を必要とするよう規定せられることが、現状におきましては最も適当であると信ずるのであります。

これにつきまして、政府提出の小売商業特別措置法案によりますと、小売市場の開設者が小売商業をなす出店者に店舗を貸与する場合の貸借契約を対象とし、その内容について規制せんとするに過ぎないようありますが、これでは、第一に、今日普通に行われている建築者による建設や、出店者の共同出資等の方法による市場建設の場合等、最も規制されねばならない場合が除外されておのみならず、第二には、規制される契約の内容は、開設者の擁護の搾取を抑制して出店者の利益を保護するにありますから、それでは、規制を促す結果となり、乱設の防止を

目的とする本案元来の趣旨に反する事態を生ずることは明らかであります。よつて、この点はぜひとも御修正下され、商業調整法案のごとくに御決定をお願いいたす次第でございます。

なお、政府原案によりますれば、市場新設の許可権は知事が持つことになっておりますが、日本中にて市場の存在いたしますところは、主として大阪、京都、名古屋、横浜及び神戸の五大都市でありますて、これらの大都市はその他の中小都市とは異なつたる特別の地位を有しておりますのみならず、市場については古くから最も深い理解を持ち、その市民生活に直接せる使命の重要性を認めて、各市とも現に市場に対する専門の行政機構を設置し、常に市場の動向を研究し、かつ、その指導育成に努めておる次第でありますから、市場新設の許可権は、五大市に限り、その市長に持たせられることが行政の実際上最も適當であると信ずるのでござります。

なお、つけ加えて申し上げますが、最近急に非常な勢いで各地に開店をいたしつつあるスーパー・マーケットは、全く市場同様のものでありますて、その大なるものは百貨店にもひとしい内容を行しております、付近小売商に対する圧迫は相当のものでありますので、過当競争を抑制する必要な現地より、これが規制につきましても至急御配慮をお願いいたしたいのです。

終りに、私どもが長年待望いたしておりました小売商業特別措置法が一日もすみやかに成立いたしますとともに、市場新設の許可につきましては、調整法規定の通りに御修正下さらんことを特にお願ひいたしまして、私の陳

○長谷川委員長　日本生活協同組合連合会専務理事中林貞男君
○中林参考人　私、ただいま御紹介を受けました日本生活協同組合連合会の中林と申します。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。私は生活協同組合の立場から、きょうの問題について少しく意見を述べさせていただきまして、諸先生方の御賢察を得たいと思っておきまいます。

まず、最初に申し上げておきたいと 思いますが、今度の小売商業特別措置法という問題をめぐりまして、私たち生活協同組合の者と小売商人の方たちとの間に非常な対立がある、あるいはまた、通常生活協同組合と小売商業といふものは絶対に相いれないものだとかと、いろいろのことをいわれるわけですがござりますが、先ほど高橋さんがおつしやいましたように、小売商人と生活協同組合は、どのようにして消費者のため、利用者のためになるかということで、激しい競争はいたしますけれども、私たちは、小売商人の人たちと生協同組合は共存できるライバルであるというふうに考えております。むしろ小売商人の人たちと私たちは相携手合ないのかという問題について真剣にお互いが取り組んで、問題の根本的な解決に向っていきたいというふうに考えているわけでございます。と申します

10. The following table summarizes the results of the study.

のは、先ほど小売商人を代表しておつしやいました高橋さんが、小売商業団体としての八項目の要求というものがあるのだ、その八項目の要求が政府の小売商業特別措置法の中で満たされていないという御不満を強くお訴えになりました。私たち、やはり高橋さんがお訴えになりましたように、今日の商業界の流通秩序を乱しているのは、百貨店その他大資本の小売市場への進出、あるいはまた巨大なメーカーが直接販売網を掌握して小売の方に進出しをきている、あるいはまた卸売が小売を兼営する、そういうところに基本的な問題があるのであって、それにメスを入れない限りは、絶対に小売商業は救われない、また今日の流通機構の問題は解決しないというふうに考えております。從つて私たち、もと率直に申しますと、小売商業団体の人たちと率直にいろいろと話し合っておりまます。そうして相ともにいろんな問題の解決をやろうということを言つております。先ほど高橋さんも、生協と購買会とは違うんだ、生活協同組合を何でもかんでもいじめてしまえといふことは小売商業団体も考えてない、ということをはつきりおっしゃいましたが、私たち事務当局の人あるいはまたまじめな商業団体の人たちは、この問題をどうしていくかということについて、真剣に話し合っているということを申し上げておきたいと思います。

そういうような立場に立つて考えますと、今度政府でお出しになつているところの小売商業特別措置法というのには、いろいろな点は高橋さんがお述べになりましたから私は簡単にしますが、たとえば百貨店法ができただ

れば東横が東光ストアを出すとか、あるいはまた高島屋がユートップ・スターといふようなものを出すとかいうような問題なり、あるいはまたスープ・マーケットなり、あるいはフード・センター、そういうような問題は小売商人の問題じゃないんだという形で、それらの問題には目をおおつて、そうして問題の根本的な解決をことさらに避けたて、ただ小売商人同士の間だけで問題を解決するというような立場で、これらの問題には目をおおつて、そうして問題の根本的な解決をことさらに避けたて、ただ小売商人同士の間だけで問題を解決するというようないいんだと、トド・セントロールするため、保守党であろうと、労働党であろうと、生活協同組合を育成しているんだ、保守党の立場でも、生活協同組合というものを育成しなければ、独占資本の横暴をたしなめて、経済秩序というものを維持できないんだ。そのことを私が日本の政治を説明しましたときに、日本の政府の人、特に保守党の方々にもっと消費者の組織を法律なり権力によつて取り締るということは、ヨーロッパにいてはヒトラーの時代にしかなかつた、従つてそのことを保守党の先生方にも、よく生活協同組合の持つ役割を御了解願う必要があるんじゃないかと、いうことを、イギリスで言つております。そして、その後西ドイツ、フランスと各國回りましたが、同様なことを私は言われたのでござります。私はそのとおりになつておきますが、どうやら、農業協同組合においては、やむを得ないことじやないだらうか。従つて、農業協同組合においては、むしろ法律の規定によっては、二割ないし五割の積極的に員外利用を認め、そうしてそこをうまく実際的指導していくというやり方をとつておきます。従つて私は今日の流通機構の問題を考える上で、商業調整法を中心にして、もっと特に生活協同組合の問題について、私は今日の流通機構の問題を考えるよ

うにしておきましたが、これは消費者的の自主的な組織だから、これは伸ばさなくちゃいけないということをおっしゃいましたが、私は一昨年ヨーロッパに行きましたて、駐軍の経済最高顧問をしていた人が、ヨーロッパにおいては、独占資本の横暴というものをコントロールするため、保守党であろうと、労働党であろうと、生活協同組合を育成しているんだ、保守党の立場でも、生活協同組合というものを育成しなければ、独占資本の横暴をたしなめて、経済秩序というものを維持できないんだ。そのことを私が日本の政治を説明しましたときに、日本の政府の人、特に保守党の方々にもっと消費者の組織を法律なり権力によつて取り締るということは、ヨーロッパにいてはヒトラーの時代にしかなかつた、従つてそのことを保守党の先生方にも、よく生活協同組合の持つ役割を御了解願う必要があるんじゃないかと、いうことを、イギリスで言つております。そして、その後西ドイツ、フランスと各國回りましたが、同様なことを私は言われたのでござります。私はそのとおりになつておきますが、どうやら、農業協同組合においては、やむを得ないことじやないだらうか。従つて、農業協同組合においては、むしろ法律の規定によっては、二割ないし五割の積極的に員外利用を認め、そうしてそこをうまく実際的指導していくというやり方をとつておきます。従つて私は今日の流通機構の問題を考える上で、商業調整法を中心にして、もっと特に生活協同組合の問題について、私は今日の流通機構の問題を考えるよ

うにしておきましたが、これは消費者的の自主的な組織だから、これは伸ばさなくちゃいけないということをおっしゃいましたが、私は一昨年ヨーロッパに行きましたて、駐軍の経済最高顧問をしていた人が、ヨーロッパにおいては、独占資本の横暴というものをコントロールするため、保守党であろうと、労働党であろうと、生活協同組合の立場でも、生活協同組合というものを育成しなければ、独占資本の横暴をたしなめて、経済秩序というものを維持できないんだ。そのことを私が日本の政治を説明しましたときに、日本の政府の人、特に保守党の方々にもっと消費者の組織を法律なり権力によつて取り締るということは、ヨーロッパにいてはヒトラーの時代にしかなかつた、従つてそのことを保守党の先生方にも、よく生活協同組合の持つ役割を御了解願う必要があるんじゃないかと、いうことを、イギリスで言つております。そして、その後西ドイツ、フランスと各國回りましたが、同様なことを私は言われたのでござります。私はそのとおりになつておきますが、どうやら、農業協同組合においては、やむを得ないことじやないだらうか。従つて、農業協同組合においては、むしろ法律の規定によっては、二割ないし五割の積極的に員外利用を認め、そうしてそこをうまく実際的指導していくというやり方をとつておきます。従つて私は今日の流通機構の問題を考える上で、商業調整法を中心にして、もっと特に生活協同組合の問題について、私は今日の流通機構の問題を考えるよ

うにしておきましたが、これは消費者的の自主的な組織だから、これは伸ばさなくちゃいけないということをおっしゃいましたが、私は一昨年ヨーロッパに行きましたて、駐軍の経済最高顧問をしていた人が、ヨーロッパにおいては、独占資本の横暴というものをコントロールするため、保守党であろうと、労働党であろうと、生活協同組合の立場でも、生活協同組合というものを育成しなければ、独占資本の横暴をたしなめて、経済秩序というものを維持できないんだ。そのことを私が日本の政治を説明しましたときに、日本の政府の人、特に保守党の方々にもっと消費者の組織を法律なり権力によつて取り締るということは、ヨーロッパにいてはヒトラーの時代にしかなかつた、従つてそのことを保守党の先生方にも、よく生活協同組合の持つ役割を御了解願う必要があるんじゃないかと、いうことを、イギリスで言つております。そして、その後西ドイツ、フランスと各國回りましたが、同様なことを私は言われたのでござります。私はそのとおりになつておきますが、どうやら、農業協同組合においては、やむを得ないことじやないだらうか。従つて、農業協同組合においては、むしろ法律の規定によっては、二割ないし五割の積極的に員外利用を認め、そうしてそこをうまく実際的指導していくというやり方をとつておきます。従つて私は今日の流通機構の問題を考える上で、商業調整法を中心にして、もっと特に生活協同組合の問題について、私は今日の流通機構の問題を考えるよ

ことは、学校当局の説明また伝票その他のものはっきりして、それは間違いであるということと、税務署の方がそれは悪かったという問題が、二、三年前にあつたわけござります。従つて、やはり経済の実際の問題ということを無視して、ただ員外利用を縮めさせればいいという形でやるということになりますと、むしろ今のような弊害が私は出てくるというふうに考えるわけでございます。従つて、員外の利用の問題につきましては、今申し上げましたような形で、私たちは員外利用はできるだけやらない、また協同組合の立場から、生協の組合員のために私たちは作っているわけでござりますから、私たちも員外利用は避けていきたいと、いうふうに考えているわけでございますが、たまたま生活協同組合の組合員になりたいが、生協といふものはどういうものかということを十分知りたい、というような方もあるわけでございます。そういうのはウェーティング・メンバーといって、普通は準組合員、近く組合員になる人として、それは認めていくというのが外国のすべての例でござります。従つて農協なり漁協なりその他では、そういう意味から員外利用というものを法律では、きりと認めて、二割なり五割なりというふことになっているわけです。従つて生活協同組合についても、私はむしろそういうようなことをお考えをいただきたいと、いう立場に考へるわけでござります。

ところが、生活協同組合は、御主人であろうと、奥さんであろうと、組合員としてその家族の者はみんな利用できることになっているわけでございます。従つて、奥さんが日常のいろいろなものをお買いものにいらっしゃるし、また御主人もいらっしゃる、子供さんもお出しなに用品などを買うということになつてゐるわけでござります。ところが、組合員証を提示をした者でなければ利用させることができないといふことがありますと、家族全部にそれで組合員証を出しておくのか。そういうことがありますと、組合員証の乱発ということが起きまして、むしろ私たちの正しい指導の面からいたら問題を起すのじゃないか。それからまた職域なりの組合におきましては、昼休みとかあるいは退勤時にたくさん殺到するわけですね。従つて昼休みとか退勤時においては、おりつりを出したり、いろいろな品物を計算するのも大へんだ。このあたりは実情をごらんいただきましたならば、諸先生方に十分おわかりいただけたと思うのですがございまして、従つて昼休みとか退勤時に、人々組合員証を見せなければ品物を売つてはならないというような点を一つお考へいただき、実情に沿わないような形で、組合員証を提示しなければならないというようすし、またやつておりますので、そういうふうな点を一つお考へいただき、組合の組合においては実際の仕事ができなかつて、従つて私たちにはならないといふいう問題がまた起きて参るわけでございます。従つて私たち、員外利害用をやらないという立場でわれわれは自主的にやつて参るつもりでおりまし、従つて私は、員外利害用をやらないといふ立場でわれわれは、従つて、奥さんがあつて、組合員証を提示をしなければならないというよう

な点については、私たちは絶対御承認申
し上げることはできないというふうに
考へているわけでございます。
それから四条の三項で、利用券を
持つてゐる者でなければ事業を利用さ
せてはならないということになつてい
るのでござりますが、生活協同組合は
原則として現金売りをやつてゐるわけ
でござります。中には、掛売りをその
中に幾らかいろいろな必要上ませてい
るところもあるわけでござりますが、
しかし直接、現金で生活協同組合は自
由に買ひものができないというような
形にこの法律でなるといたしますと、
この点につきましては、日本銀行法の
第四章の銀行券のところで、「日本銀
行ハ銀行券ヲ發行ス」前項ノ銀行券ハ
公私一切ノ取引ニ無制限ニ適用ス、い
わゆる日本銀行の発行している日本銀
行券は、日本国内において公私との取引
において無制限に強制通用力を持つて
いるわけでござります。私はそれらの
方方に調べてもらつてあるわけでござい
ますが、その点になりますと、これは
日本銀行法との関係において非常に疑
義がある、これは公けの問題に、これ
だけ取り上げて行政訴訟なりいろいろ
なことをしても十分成り立つのじやない
いか、この点に非常に疑義があるとい
うことを私たちは法律的にも伺つてい
るわけでござります。

るということになります。ところが政
府のこの案によりますと、ただ現金充
てりというものに対し規制を加えて、
その資金の手当については何も考えて
いない。生活協同組合は、現在年間約
三百億と私たちは見ておりますが、そ
の生活協同組合の取引に、利用券を
持つていなければ利用させてはならな
いということになりますと、資金の問
題からいっても非常に問題があると思
いますし、また生活協同組合の現金売
りということは、これは国際的にも現
金売りとすることでみんなやっている
わけでございますし、私たちは労働者
や家庭の一つの生活指導、いわゆるむ
だな浪費を省くという点からいって
も、当然これは現金売りでいくのが望
ましいというふうに考えておるわけで
ござります。ところが、この法律によ
りますと、それらのところに私は非常
に問題が出て参るという立場に考える
わけでございます。従つて四条の三項
というのも、私たちはこれは絶対に了
解するわけにはいかないというふうに
考へておるわけでございます。

う工合で、ヨーロッパ各國では、もつともっと政府もそれから保守党も革新党も、みんなで生活協同組合を育成していこうという立場でおいでになりますし、生活協同組合はそのような一つの発達をしているわけでございまして、日本の現状は、まだまだ生活協同組合は立ちおくれでいるという工合に私はちは考えますので、国会の諸先生方にもそれらのことをお考いいただきまして、生活協同組合を無理に押えるといふことよりも、この際生活協同組合を伸ばし、そうしてどのようにして流通秩序を確立していくかということを積極的にお考えをいただけないだろうか。それから生活協同組合の員外利用ということをやかましくいわれますので、私たち政府のいろんな数字によつて、そして最近四年間の統計をとつてみましたところが、員外利用といわれるのが八・四%である。員外利用は生協の売り上げのわずか八・四%しか及んでいない。そしてまた生活協同組合がそんなに小売商人の方たちを圧迫しているかどうかということについて、もっと具体的に東京都における一番大きな生活協同組合であります石川島造船の生活協同組合について調べましたところが、昨年の十一月の石川島造船の給料の支払い総額が二億一千万円であって、そのうち生活協同組合の十一月の売り上げは三千三百三十五万、石川島造船の払った給料のわずか一五%。それから十二月は年末手当などがありましたから、石川島造船の総支払が六億二千万、それに対して年末十二月の生活協同組合の総売り上げは四千四百八十五万で、七・二%しか石川島造船ではやっていない。そうして石

川島造船の労働者についてと、ところを利用しているかということを調べましたところ、これはむしろ生協の立場で考えますと、非常に残念なところですが、給料に対して生活協同組合の利用度が九・九%、それからデパートで買いたいものとしたというのが二・二%、そうして小売で買ったものが六・八%、従って石川島造船の労働者も、やはり自分の近くの小売の店で品物を買いうのが六・八%もいる。生協で買ったのが九・九%だという具体的な私たちの調査による数字が出ていたわけでございます。

は生活協同組合法では、他の一般の同種の事業を行う者との間において原則として機会均等が認められており、そうして今度の小売商業特別措置法を見ますと、生活協同組合法では、協法の十一条の機会均等の原則もこれによって侵される。そして生活協同組合は、生活協同組合法という母法によつて保護監督されているわけでござりますから、やはり生活協同組合の問題は母法によつて保護監督されていく、問題があれば生協法の中で考へる。これは諸先生方はいろいろな事業と御關係になつてゐると思いますので、おわかりをいただけるかと思うのでございますが、役所が共管になるのをいただけると思うのでござります。そういう点から考えまして、この法律が通りますと、生活協同組合法といふ法があるにかかわらず、今度小売商業特別措置法というものによつて生活協同組合をしやむになつて縛つてしまおうということになるのではないだらうか。けさの日経を読みますと、昨日の小売商業特別措置法の審議において、員外利用の問題で、厚生省の社会局長と中小企業庁の長官との間に意見の食い違いがあつたということが日本経済新聞に出でております。やはり共管が無理があつた。その無理なところが、昨日の政府の間の意見の食い違ひありますし、また小売商業特別措置法を政府が出すという形までにはいろんんな無理があつた。その無理なところ

おつしやいましたように、いろいろの立場からいって、今日の小売商業特別措置法といふのは、経済も、絶対にこれによって小売商人も救われるものではなく、むしろそれによつて生活協同組合はがんじがらめにされ、せっかく小売商業団体の方と私たちとがいろいろと話し合つて、経済は生きものでござりますから、われわれは自ず的にどうやっていくかといふ話し合いをしている。それなのに、むしまつてゐるところに一番問題があると思ひますので、現在出されております小売商業特別措置法については、われは絶対反対であります。国会におおつてしまふましても、商業調整法を中心にして、どうして商業秩序を確立していくのかということを一つ真剣に御検討をいたさなければなりません。幾ら小売商業特別措置法のようなものができましても、生協は法律によつていろいろと監督されておられるわけでございますが、最近見ますと、いろいろな團体が物を売つたり、あるいは、せんしたりして、流通秩序を乱すような行為がいろんな形で行われてゐるわけです。そうしますと、法律で監督されている團体はいろいろ縛られるが、法律で監督されてない團体は、いろいろおむちやくちやのことをやつても取り締まることができないと、いうような形にもなつて参りますので、そういうような点を国会の諸先生方に

方に十分お考えをいたたきました。私たちの立場を御賢察願いたいといううとを申し上げまして、私の公述を終えたいと思います。

○長谷川委員長 以上で参考の方々の一応の意見の開陳は終りました。

次に質疑の通告がありますので順次都合がありますので、一人大体十分程度にやっていただきないと通告だけ間に合わませんので、あらかじめ御了承の上御質問を願います。中井一夫君。

○中井(一)委員 この質問の順序は、元来田中委員が冒頭にされるはずであつたのが、特に私にお譲りいただきましたので感謝の意を表します。

私は主として小売市場の問題について伺うつもりでおつたのであります。が、ただいま中林生協連専務理事の御公述を承わっている間に、中林さんによれば、生協問題が今日やかましくなつたがゆえんについて根本的な誤解を持つておられるることを発見いたしました。それは生協のためにも、また日本の小売商業問題のためにも、さらに通産省、厚生省の行き方についても重大なる影響を及ぼすものと思いますから、中林さんの誤解を指摘いたしまして、かつ御所見を伺いたいと思います。

御公述の中には、わが国の生協、小売商、一般流通の関係等につき、傾聴に値すべき御高見を承わりました。しかしながらその御意見は、実は的をはずれているということを申し上げねばならぬのであります。なぜかならば、生協の活動を小売商側が抑える——お葉書きに従つて言うと、無理に圧迫する——というようにお考えになつておりますが、そんなことは断してござい

はちゃんと生活協同組合法第九条に定めておる。すなわち「組合はその行う事業によって、その組合員及び会員に」一般の国民とは書いてないです。「最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない」と書いてある。何も小売商人がやかましく言うのではない。

国家の国法がちゃんときめておる。それを守らずに商人たちと同じように一般大衆に対しても、どんどんとお売りになるから、小売商はそれではかなわぬ、それは法律違反だというのであります。私も保守党の立場であります。社会党の方にも心あるものは、まことにその通りだと言うておられる。頗るくばこの点をお忘れなく。われわれの言うところの根本はあなたが今ここでどうとうとお述べになつた趣旨とは違う。これだけを申し上げて一応御所見を承ります。

○中林参考人 今中井先生から員外利用のことと御指摘を受けたのでござります。中井先生には私も神戸でお会いしたこともありますし、いろいろ生協のことと中井先生は御存じなのであります。私が申し上げましたことは、われわれはどんどん員外利用をやつてもいいという考えは毛頭持つておりません。私も私たち日本生活協同組合連合会では、員外利用のようなものは好ましくないから、自潔していかなくならないということを申し上げたわけ

でございます。ただその員外利用を抑えるというために、この法律にあるよいうことを申し上げたわけである。がんじがらめにしてしまうことは、生きものを殺してしまふことにございまして、私たちはむちやくちやに

員外利用をやろうという考え方毛頭持つております。また中小企業等協同組合農協と、税金その他の点においては、私は同じような待遇を受けている。それから金融の面についても、生活協同組合は特別の金融機関を政府によって与えられていない。

そういう点については、小売商人の方たちと全く同じ立場に立つておるの

で、同じ立場に立つて私たちは私たちの流通秩序の確立をやって参りたい。従つて員外利用の点は決してむちやくちやにやつておるということが正しい

でございませんので、よろしくお願ひでございませんので、ここで御披露をいただきたいのであります。

○坪上参考人 百貨店は御意見通りに、非常に盛大にやつておるのであります。われわれといたしましては、今の百貨店、スーパー・マーケットの行き過ぎを取締つてもらひ、一日も早くわれわれ小売商の問題を解決していただきたいと思います。

○中井(一)委員 私の意見と同じ意見をお持ちになることを発見いたしました。(笑)まことに御同慶にたえました。(笑)また現に御同慶にたえました。ただ、現に起きました有名な問題がございますから、将来ともそのお心がございますから、将米ともそのお心を持を堅持せられて、どうぞあまりお手ごわいことをなさらぬようお願いをいたしました。

さて小売市場の倒産、恐怖という問題がございましたから、将米ともそのお心がございましたから、将米ともそのお心を持を堅持せられて、どうぞあまりお手ごわいことをなさらぬようお願いをいたしました。

○坪上参考人 ただいま名古屋、横浜、

○中井(一)委員 まだ神戸にもそういうことのあるのを耳にいたしました。その理由は、今小売商業特別措置法案が国会で審議中である。これがもう近々のうちに国会を通過して法律として現われる、その前に早く市場をこしらえておけばいい、今うちだというようなことで、いろいろ計画をしておるというふうなことです。おるのであります。それで各都市々々でそういうことは研究し、調べておるわけであります。大体は名古屋、横浜、京都、こういうところでござります。

○中井(一)委員 三十くらい計画が現われてきたということをお聞きになりませんか。

○坪上参考人 そういうことは現に今五五大都市の各代表者から耳にしてい

の二法案が提出され、将来小売市場の新增設が規制されるということがわかつてから、わが國のあちこちに小売市場を新增設する運動が起りつつある。ということになりますが、その事実を聞いてやっている。それから金融の面につけても、生活協同組合は特別の金融機関を政府によって与えられていない。

○坪上参考人 ただいま中井先生から御質問の五大都市について昭和十年と現在と区分けをして申し上げます。

○中井(一)委員 それではあらためて質問をいたしましょう。

本国会で小売市場新增設の法律ができるというので、最近京都、横浜あたりに多数の市場が新しく作られようといふ勢いが起つておることをお聞きになりました。

○中井(一)委員 その結果一市場あたりの人口数というものが戦前より戦後に戻つて非常に減少した、こういう結果は戦前が八十三、現在は百十一、大阪戸が戦前が七十四、現在は百五、市場の数はかくなつておるのであります。

○中井(一)委員 その結果一市場あたりの人口数というものが戦前より戦後熱烈な希望があるということを申し上げて、坪上さんに対する私の質問を終ります。

○中井(一)委員 それから、一つは、先ほどあなたから各委員にお配りになりました口述書のうち、市場当たり人口数変動の実状という表題の統計が出ていますが、この通り相違ございませんか。

○坪上参考人 あの通り間違いありません。

○中井(一)委員 それから戦前における市場の数と戦後における現在の市場の数、これを五大都市についてもしおわかりになるならば、この際御披露いた

べきです。

○坪上参考人 まだ最初に、私各参考人の御意見を聞いておりまして、向

○長谷川委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 まず最初に、私各参考人の御意見を聞いておりまして、向

の百貨店は新增設がなされた。従つて店の新增設を奨励する結果をえたしたと申しておるのであります。このたび小売商業特別措置法、商業調整法

の百貨店法は百貨店新增設規制の法律であるにかかわらず、百貨店の中では、百貨店法は百貨店新增設規制の法律であるまでに新增設をしよう

といふ運動が起つて、にわかにわが國の百貨店は新增設がなされた。従つて

規制の法律であるにかかわらず、百貨店の新增設を奨励する結果をえたした

と申しておるのであります。この

見が出たことに対しまして、意を強くいたすと同時に、先ほど中井先生が

おっしゃいましたが、百貨店法の欠陥は指摘せられている通りでありますので、先日私たちが提案いたしました百貨店法の改正に対しても、自民党、政府ともに考えていただきたい、かように思ひます。

次に、時間がありませんからまとめて一人々御質問いたします。まず向井先生にお願いいたします。向井先生の御意見を聞いておりますと、率直にいって小売商業特別措置法といふものはありませんか。御意見のようにも承わったわけなんですか。つまましては、今日の小売商のいわゆる経営困難の原因、これがどういふところにあるのか、そしてそれを除くためにはどういう措置が必要であるのか、一つ承わりたいと思います。

同時にもう一点は、先生もおっしゃつておりましたが、消費者に接触する面は小売商の独占場であるという考え方は賛成できない、こういふふうに言われおりましたのですが、そうしますと、この小売商業特別措置法案の中におきまして、先ほど中林参考人からも一言参考意見が述べられておりましたが、いわゆる生協の規制に対しまして、消費生活協同組合法にそういう指導監督の規定があるにかかわらず、またこちらの方の小売商業特別措置法案においてもそういうとと同じよろこびを承ります。たとえば消費生活協同組合法十二条第三項には、員外利用はしていかぬ、もちろんただし書がありますが、そういう規定があります。百条にはいわゆるその違反に

対する行政罰が課せられることになつております。ところがこの小売商業特別措置法案にも、四条に同じような趣旨の規定がある、あるいは二十六条です。

すか、同じような罰則の規定がある、こ

ういうようなことは重複する、こういふように考えます。従つて私どもといつては、消費生活協同組合の規制は消費生活協同組合法によって行なべきである、二元的に行なべきでない、こう考えておりますが、いかがございましょう。

○向井参考人 御質問の一点から、ちょっととお答えになりますが、どうですか、非常にむずかしい問題で、私は小売商の今日困っている原因は非常に複雑いたしておりますが、一番大きい原因は、だれしも入りやすい業種である。従つて小資本であまり経験がなくとも、何か適当な職がないと、常につまらながり立つのだ、こういふことは小売をやらなければ自分のところの商売はやつていけないので、あるいはそれをやることによってのみおれのところの仕事は成り立つのだ、こういふことは事業上相関連している。言いかえれば労働的につながりがある。言い

いふのは、たとえて言えば交通が本職など、しかし金が余っているから、しかも場所があるから小売をやろうという

造するということとくついていると、いうのがあります。そういうのは当然やらるべきものだ。しかし自分のところは、たとえて言えば交通が本職など、しかし金が余っているから、しかも場所があるから小売をやろうといふことは、たとえ行政上どうぞ、私は基本的にはそういうように考

ります。ではそれを一々判断する方法は、私は今即答に困りますが、私は行政上どうぞ、だから第二点は、私は行政上どうぞ伺つたのですが、帰するところ小売商の経営難の原因の一つは、いわゆる小売商が生産のブルと申しますが、そ

ういうようなところから起つてくる。もう一つはものごとの規制は一元的に職務的に何ら関係がないのであります。私は仕事の上で一貫したもののは、これはやむを得ないので、こっちを切ればこっちも切れるといふものは可制をしく。許可制と申しますのは、この人ならば大丈夫小売商をやれる、経験もあるといふ資格ですね。つまり法が二つあるのじゃないか。一つは許可制をつく。許可制と申しますのは、

この人ならば大丈夫小売商をやれるといふような人に限る。そしてごくためじやないのだ、きれいに掃除を

しよう、こういう行き方が一つある。もう一つは数を限定する。人はかまわないので、数を限定しよう、大体こう

いうようなことは重複する、こういふように考えます。従つて私どもといつては、消費生活協同組合の規制は消費生活協同組合法によって行なべきである、二元的に行なべきでない、こう考えておりますが、いかがであります。私は資格によってやつた方がいいのじやないかといふように考えておりま

すけれども、非常にむずかしい問題ではあります。だからといって放任ではあります。ただ先ほど申し上げましたように、私はこれをはつきり申し上げたいのですが、こういうことを思っています。自分のところの仕事を小売をやらなければ自分のところの商売はやつていけないので、あるいはそれをやることによってのみおれのところの仕事は成り立つのだ、こういふことは事業上相関連している。言いかえれば労働的につながりがある。言い

いふのは、たとえて言えば交通が本職など、しかし金が余っているから、しかも場所があるから小売をやろうといふことは、たとえ行政上どうぞ、私は基本的にはそういうように考

ります。ではそれを一々判断する方法は、私は今即答に困りますが、私は行政上どうぞ、だから第二点は、私は行政上どうぞ伺つたのですが、帰するところ小売商の経営難の原因の一つは、いわゆる小売商が生産のブルと申しますが、そ

ういうようなところから起つてくる。もう一つはものごとの規制は一元的に職務的に何ら関係がないのであります。私は仕事の上で一貫したもののは、これはやむを得ないので、こっちを切ればこっちも切れるといふものは可制をしく。許可制と申しますのは、

この人ならば大丈夫小売商をやれる、経験もあるといふ資格ですね。つまり法が二つあるのじゃないか。一つは許可制をつく。許可制と申しますのは、この人ならば大丈夫小売商をやれる、経験もあるといふ資格ですね。つまり法が二つあるのじゃないか。やむを得ないとと思う。しかし手遊び、

この人ならば大丈夫小売商をやれるといふような人に限る。そしてごくためじやないのだ、きれいに掃除を

案にはこのことが入れられていない。以下八つの項目を見ました場合に、われわれが提出いたしております商業調整法にはまず第五点の大資本によるスーパー・マーケットの制限または禁止、これは百貨店法の改正において行おうとしておつて、すでにその一部改正法案は本委員会に提出をいたしております。そういたしますとこの中で私たちの感じと違うところは、いわゆる生協の問題だけでありまして、これはわれわれが主張いたしておりますように、一方生活協同組合法によつて規制すべきである。こういう点を除きますならば、わが社会党の商業調整法は皆さんのこの八つの悲願に対しほどんどの何らかの答えを出しておる。こういうふうにわれわれは自負いたしております。しかるに政府案はこの八つの中で、こういたとえはどうかと思いますが、小売商を中心とりまして、それから下という言葉が適當かどうかわかれませんが、下の部面、すなわち消費者に対する部面、これに対しても強く規制がなされておる。すなわち小売商と同列とも考えられるべき小売市場に對しては、ちょっと間の抜けたような規制の仕方で、それから下の消費者に對する面では強く規制がなされておる。だがしかし上と申しては語弊がありますが、資本に近い方の面に對しては全然ほかぶりだ。すなわち第二点のメークーの直夷、及びその小売行為。あるいは第三点の卸問屋の規制の問題、こういうことについては全然ほおかぶりの面である。同時にまた第八点の紛争解決の機関、こういうことにも具体的な規定が入れられていない、こう考えてみました場合に、われわれ

は皆さん方のお願いというか、悲願に對して率直にお答えをしておるが、政府はそれにこたえていない、私はかよううに考えておるのであります。ここに現政府の中企業政策の一環が現われておる。すなわち上の員、資本に対するはばかりで、小売商を救うんだと言ひながらも、やつていることはただ消費者を押えている、消費者は面に強く当る、こういう面だけに現感は要りません。率直に一つあなたの両案に対する感じを述べていただきたい、このように思うわけでござります。

○高橋参考人　ただいま先生から御質問があつたのであります。われわれ全国の小売商は、あくまでも八つの願いはぜひ全部貫徹させてもらいたい、それが一貫した方針でございます。そこで、今仰せになりました商業調整法の方には、よけい数多くわれわれの希望が入つておるよう思いますが、われわれの主張はあくまでも八つの貫徹させなければだめなんだということを通じておりますので、何とぞ一つこの面で私は中座したから、それを聞き漏らしておったと思うのですが、そのことについて私は私疑問を持っております。しかしきょうはここで触れません。あらためて本法案の審議の際に問題にいたいと思います。これは坪上さんにお伺いします。坪上さんは向井先生に、これからお聞きになつたと思います。

○田中(武)委員　中井委員の質問の通り私は中座したから、それを聞き漏らしておつたと思うのですが、そのことについては私疑問を持っております。しかしきょうはここで触れません。あらためて本法案の審議の際に問題にいたいと思います。これは坪上さんにお伺いします。坪上さんは向井先生に、これからお聞きになつたと思います。これは坪上さんにお伺いしたいのですが、どうもなにせなればだめなんだということを通じておりますので、何とぞ一つこの面で自民党さんとまた社会党さんと御相談願いまして、八つ全部完全に通りますように御配慮願いたいと思います。

○田中(武)委員　御期待に沿うよう、一々努力はいたしたいと思います。ですが、あなたがさつき参考意見を述べられたときに、鮮魚、青果、精肉ですか、この三つがなければ市場として認めないといいますか、何か政府の方でうとしている、こういうようなことを

案にはこのことが入れられていない。

は皆さん方のお願いというか、悲願に

はこの法律のどこを見ても薄いてない

ことになりますが、そういうこと

が優先するのか、許可を受けずに員外

利用をやつた場合、消費生活協同組合

はそれにこたえていない、私はかよ

うに考えておるのであります。ここに

現政府の中企業政策の一環が現わ

れておる。すなわち上の員、資本に対

してはばかりで、小売商を

救うんだと言ひながらも、やつている

ことはただ消費者を押えている、消費

者の方に強く当る、こういう面だけに

現感は要りません。率直に一つあなたの

両案に対する感じを述べていただ

きたい、このように思うわけでござ

ます。同時に、岩武中小企業庁長官に、

お伺いしたいと思います。

○岩武政府委員　年末の御審議のとき

に、そこに指定してある政令の中身は、どういう商品を指定するのだとい

うようにお考へになつておるか。そ

られたのか、一つそれをお伺いしま

す。同時に、岩武中小企業庁長官に、

お伺いしたいと思います。

おつしやつたのですが、そういうこと

はこの法律のどこを見ても薄いてない

ことです。同時に、岩武中小企業庁長官に、

お伺いしたいと思います。</

業的に成り立たすためには、理想を言わなくとも、どうしても獲得しなければ安いものはできません、安いものは売れません。ですから、なるべく獲得しなければならない。員外利用をやることはいけない、これははつきりしておる。これはもう議論はないと思います。といって獲得はしなければならぬ、ふやしていかなければならぬ。また何とかしてふやす方法を考えなければならぬ。ただふやす方法として員外利用を利用していいかどうか、その点は非常に……。私はもし売らんかな主義で大いに販売してやうというならば、これは断じていけないと想います。けれども、これは人間でありますから、なるべく自分の品物を安く消費する者に売るうとするならば、なるべく大量を扱わなければならぬ。そうすると新会員を作らなければならぬ。それにはどういう方法がいいか、やむにやまれぬところの一つの方法に対しても、何か道を開いて、そうしてまた生協の方にも案を考えていただきて獲得していく、そういう人々に売る。だからこの人を入れようとするときにやるやり方として、多少のゆとりと申しますか程度は、これは生協をやる人の立場からすれば、ほんとうに生協を盛り立て消費者の役に立つようにするために何かほしい、そういうことあります。ただそれは員外販売を無制限に許すという立場にはならぬだらうと思う。といつて一口もやつてはいけない、目こぼしもいかぬ、犯罪があるといふような立場にはならぬだらうと思ふ。その辺は一つ……。(笑)なかなかこの法律はやりにくいだ

○田中(武)委員 中林さんにお伺いする前に、今の向井先生の言われたことに対する御所見をあわせて言っていただきたいと思います。

○中林参考人 今の田中先生の御質問は、生協と購買会の問題と、それから利用券などによってやるところの員外利用の規制の問題と、それからそれと関係して罰則などでダブってやられるという二点についての御質問かと思いますが、私たちは生協と購買会といふものは質的にも全然違う、購買会はやはり経営者の福利施設として行われているものですが、長く申せば時間がかかりますから簡単に申しますが、やはり日本も職場などにおける福利施設は労働者の自生的なものにまかすべきだ、もうべきものは貢献としてきちんと払って、そうして福利施設は福利施設として労働者の自生的なものにまかすべきだ、外因もみんなそうなっておられますし、戦後日本にアメリカやイギリスなどの調査團が参りましたときには、日本の炭鉱やその他で膨大な間接費を福利施設に使ってているということについて、外國の経営者の視察團も、これは労使関係の明朗化といっても、近代化といつてもおかしい問題じゃないが、もはや過去の時代の遺物だ、從つて機能的にいいましても、今向井先生がおっしゃいましたように購買会は一

他の企業組合として、従つて採算をそなへた組合として、どうかといえども、やはり本体である企業のもとに保護されてやつてゐるところにおいて一般的の経済の原則の点に立つても問題があるのぢやないか。従つて購買会というものは、できるだけ生活協同組合へ切りかえていくことが正しいのぢやないか。最近大企業などを始め経営者の側でも、だんだんそぞろにいう方針がとられてきたのぢやないか、労働組合はもちろん、生協にいくべきだという考え方を総評関係も金井芳雄氏も皆さんお持ちだというふうに考えております。遂つて生活協同組合は自らの原則的なものでござりますから、やはり経営に当つては経済の法則に従つてやらなくちやならぬので、おやみな安室守りだとかいろいろなことはできないわけです。従つてやはり生活協同組合は経済の原則に基いてやらなければならぬ、そういう点は一般の企業と同じであります。従つてやはり生活協同組合は保護というものがありますから、購買会と生活協同組合は違つてゐるわけですが、そういう場合によろしくない、やはり生活協同組合は組合員のものだから、組合員によってよく生協と購買会を混同されて、生協に対する非難を受けることがあるのは、私たちも非常に困るという考え方方を持ております。

らないことが、先だっての私たちは役員会でもやかましく討議されました。そこでござりますが、やはりこれから組合員にならうとする人があるわけですか。またわれわれは組合を拡張していくにあればならない。その場合にやはり準備組合員と申しますか、ウォーミング・アップのような形で、組合員になる人をどうしても認めていかなければなりません。今向井先生がおっしゃったような問題が、いわゆるエーティーの小売商業特別措置法のような形で、利用券を持っている者でなくちゃ売つてはならない、あるいはまた購買券を持つている者でなくちゃならないといわゆる経済の事業機関の原則、生きものである生活協同組合の原則を無視した規制のやり方をやられますと、生きものですから、生きものが伸びようとする、発展しようとするのを押えてしまおうとする。あるいはまた利用券についてもしかり、利用券についても、これは日本銀行法の第二十九条のはっきりと、日本銀行券は「公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス」ということになっているわけでございますが、その点について法律上も非常に問題があります。従ってこの第四条の二号、三号に生きものである生活協同組合は母法である消してまた生活協同組合が二つの官庁によつて監督されるということ、並びに日本の他の法律を無視したこと、たような規制の仕方というものに対しても、私たち絶対反対です。そうおけるような、生きものである消費者生活協同組合法によつて厚生省の指導監督のもとにあるわけです。従つて生きものである生活協同組合は母法である消してまた生活協同組合が二つの官庁によつて監督されるということ

は、いろいろな点に矛盾が出てくる。今、罰則の点においてもそうでしょ、し、日常の指導監督においてもいろいろ問題が出てくるのであって、私は四条のような規制ということについては、あくまで反対であるし、またそういうことは困る生きものが生きておりません。

○長谷川委員長 永井君。

○永井委員 私は高橋さんにお尋ねいたしたいと思います。

業界の新聞によりますと、昭和三十年から二年の一年間に全国で商店が六万八千店ふえておる。従業員が二十一万七千三百六十人ふえておる。三十年はこれを上回った七万以上の店がふえておる。戦後十年間に従業員だけが五百万人ふえておる。こういうよう年に年々膨大な数が小売商の中に流れ込んできておるし、それだけ店がふえておる。こういうような実態の上に立つて、今度政府が提案されました小売商業特別措置法というものに、どのような効果を皆さん方が期待しておるのか。この特別措置法が通つたらこれで小売商が救われると考えておるのか。またあなたが八項目からの要望事項がある、その一つもこれに載つておらないというようなこの措置法に対して、業界でどの程度の期待をかけておるのか。こういうことを伺いたい。

百貨店法が通るとき私はあなたに、あなたは通してくれと言うが、これは通したって既成業者の擁護であつて、小売業者の擁護になりませんよと言つたら、あなたはそれでも通してくれ、こういうようなことで、実施してみたらおわかりになるのだが、こう

言つた。その通り、今日あなたが供述されておる。あるいは団体法ができる當時もずいぶん騒いで通したのです。
現在実施されてから相当時間がたつておるので、その効果をあなたはどのように評価されておるか、これもあわせて伺いたい。そうしてこの小売商業に何ほどの期待をかけておるかということ、これを伺いたい。
それからこの問題を考えますとき、向井さんからお話をありましたように、全体に仕組んで動いているそのものの中から、小売商業だけをとつて、これを振興安定させるというようなことをやろうとしても、これはなかなかむずかしい問題だと思う。やはりその問題の背景には、金融問題をどうするとか、税金問題をどうするとか、あるいは貿易の問題をどうするとか、技術の問題をどうするとか、こういう各般の問題を総合的にずっとしづつと見て、そうしてその中で小売商業といふものの特殊性をどういうふうに生かして安定させ、日本の実情に合うような形にするかというような総合的な基盤を持たなければ、ほかにとだしぬけに小売商業というものを持ってきて、そこで何とかしろといつても、これはできっこないと思うのですが、そういう問題に対する総合的な評価なり判断なり、あるいは日本の小売商店の現在を置かれている位置というものをどういうふうに理解され、そしてその位置をあるべき姿において安定させ、それから製造から消費へのサービスを十分にやるために今後どうあらねばならぬと考えておるのか、この点について簡単に項目的でいいですから一つお示し願いたい。

○高橋参考人 ただいまお話をござい

○高橋参考人　ただいまお話をございましたが、率直に申しまして東京都下に百貨店法がなかつたらどうこなしておりましたが、多大の御尽力でできたことに対する感謝の意を述べておきたいと思います。現在は百貨店法の問題ではございませんが、現在百貨店法には非常に不備があることはご存じの先生方の御尽力でできたことに対する感謝の意を述べておきたいと思います。

によりまして適宜な施策をぜひ一つ先生方にお願い申し上げたい、こう考えております。
それからまた抜けておりましたら、あとから御注意いただいて申し上げますが、團体法の点でござります。これはメークー方面におきましては、現在三、四百ができておりまして、一応團体法に基く安定する業者の姿といふものは一面出ているようあります。問題は一般の小売業者、商業者の方でございまして、特に商業の面であります。團体法に基き小売商が商店組合を作るという面は、みな気持は持っておりますが、二分の一以上なくてはいかぬとか、あるいは調整を発動する場合には四分の三以上になればいかぬとか非常にむずかしい、小売商業者にはつきにくい法になつてゐるようあります。現在私も東京におきまして織維を一丸といたしました組合を作つておりますが、数は約八千、九千といつております。この中には注文業者、加工業者は除いてやつておりますが、なかなか業者は忙しくて、これはいいとはわかっている、また幹部が努力いたしますれば团体法の効果でござります組合交渉、あるいは組合交渉の中に入りますが、卸とか製造面に対します代金の支払い方法をきめる、あるいは廉売等の問題を組合交渉によつて卸並びに百貨店とも交渉する、これは努力によつてできるわけでございますが、今お話を申し上げた通り、二分の一の数とか努力しなければならぬという点がなかなか――やはり現在は小売商業は不況のどん底、なべ底状態でございまして、たとえば月五十五円の分担金をいただくのも、これだけ出すよりもいつそ

のこともうちょっと資本の方に向かって難儀いたしているわけございまして、団体法も確かに運営と指導者の努力いました通り卸商あるいはメーカー商、製造面——メーカーも製造も同じでございますが、デパートその他の団体と交渉しましたら、だんだんと改善され、いく効果があると思っておるのであります。現在は小売業界においては確実としてできないと思っております。(永井委員)「小売商業特別措置法案に対する業界はどうのような期待をかけておりますか。」これは大事な面でございますが、百貨店法も今申し上げた通り一応の安心感と申しますが、非常問題でございますが、しかしこれがあるためになかなか百貨店ができるのだと、いう安心感があるわけであります。これと同じように、今の措置法の問題でございますが、われわれ八つを希望しているわけであります。八つはどれもみな大事でございます。しかし、このうち全然できなかつたらば、一itudiで三年かかって先生方にお願い申し上げているのですが、いろいろな事情がありまして、いまだにできなかつたわけであります。私の方としましては、八つ全部完備いたしませんけれども、大体においてわれわれの希望の線に近づくならぬと思っております。しかしながら、これが完全でない場合は困るわけであります。一つ一つ解決していくといたい、なるべくとなら全部解決させていただきたいと思ひますが、関連の問題もござりますので、われわれの率直な気持を一々御了解して、説明申し上げれば、ある程度御了解して

ただけ
ます。

○永井委員 時間がありませんから、省略いたしまして。やはり高橋さんにお尋ねいたしましたが、お話を伺いましたが、小売商業関係の人の今日直面している困難な事情がどこにあるか、その重点は業者自体の過度の競争、業者が非常に多いことが基本問題だということなんですが、消費者八軒か九軒に商店一軒というような現在の割合で、だれかどのようなく神ねざで手を使つたって業界の不安定を得る道はない。基本的にもう少し恒常的な面に手を染めていかなければ問題の解決はないことははつきりしている。そういう分析に立ちますと、この小売商業がこの法律の中にうたつてある問題は何かといえば、これは購買会の対策、それから消費協同組合に対する対策、業界外の問題としてこの二つを取り上げている。業界内の問題としては小売市場の問題、それから製造業者及び卸売業者と小売業者との関係、この二つに分れている。これが現在小売業者に対する方策として取り上げられている。根本的に業界が直面している困難な問題に触れていいわけですね。外回りの方々の裏からかいている程度のことです。だからその程度に評価されている。皆さん方が皆さん方の団結をここで固めて、これから一つずつ戦い取っていくのだ、こういうお考えならないが、これが山ればこれで小売商業は安定したのだ、こういう安堵感を持つ、そういう業界に対する一つの欺瞞政策というものがここにあるわけです。これは非常に大きな誤まりを来たすと思うのです。先般エアハルトが日本へ来て、ドイツはどうやっている

かということ、ドイツでは税金の面には政治は触れない。だから日本では高い税金をとつて、一たん政府のふところにその税金を入れてから、重要産業にこれを補助金や助成金としてやる。吸い上げる面にも与える面にも、両方政府が参加して、政府のやり方でやつておる。ドイツではもう高い税金はかけないのだ、そうして補助の面にも金をそな出さないのだ、だから大企業も中小企業も対等の立場で競争できる条件がある。日本ではかえつて大企業の方には租税特別措置法で税金を安くしてやる。中小企業の方から高い税金を吸い上げて、与える方では中小企業からはしほった税金を大企業の方へ補助金や助成金でどんどんやつて、中小企業にはほんのスズメの涙ほどしか出してない。それだから根本問題は、中小企業が過度の競争で困っているにもかかわらず、ここに安定しない経済的な条件、政治的な条件、こういうものがあるのです。そういうものに触れていく方向をとらなければならぬ。少くも法律の性格として、そつちの根本問題に触れる態勢をとらないで、外回りの方だけ生協だ購買会だ、こんなことをやたらに項目を並べたって問題にはならない、こう思うのです。ですから、あなた方は指導者の立場にあつて、この法律の一つの段階としてこれを理解しておるのか、それともここで一安心できるのだ、こういうふうにやつているのか、指導の上においてまた今後の小売商業対策としてあなた方はどういうふうに考えておるか、その点を一つ伺いたい。

いました、政府の案では四つ程度だ、それで満足して運動をやめるのか、またそれでいいのかという御質問のようございますが、この面に対しまして、先生も御承知の通り、百貨店法が改正され、百貨店法がそのまま小売商はうつちやつておりません。あくまでもこれはだんだんと組織を強化いたしました、百貨店法の改正に全国の小売商は一丸となっております。それと同じように、一応われわれは小売商だけの立場で意のあるところを八項目に並べましてお願いしてございますが、審議の過程におきましてどういう恰好になりますか、これはあくまで八項目はお願い申し上げますが、できました案が不満足なものでありました場合、これは八項目貫徹、またその後の情勢の変化によりまして数がふえてくる場合もございますが、あくまでもわれわれは小売商といたしまして先生方に御理解いただく一つの案として八項目、あるいはまた追加になるかもしれません、これは終生あげて貫徹するまで運動を続けるつもりであります。

売業者との調整の方法でござりますが、この点は政府案と社会党案とだいぶ違つておる。政府案は問題が起りましたごとにケース・バイ・ケースでやるということなんだが、社会党案においては業種・地域を指定する。それからその指定された業種なり地域なりについては事業拡張の禁止がございまして、あるいは設備の拡張の禁止ないしは脱行行為の禁止といったような規定がたくさんあるのでございますが、私は今日卸・小売の関係等の実情から見まして、この社会党案といふのは法律の条文に書いてみますと、いかにもりっぱなけれども、これは実情に合っていない、こういったようなことをやりまして、これはややこしいだけで、また時と場合によりますが、と、知らぬ間に罰を受けるというふうなことであつて、これは今日のいろんな関係の実情から見まして、私どもは適当でないと、こう思うのでござりますが、この点につきまして御意見を簡単に伺いたいと思います。

ますが、非常に昨年から強く深刻になっています。なつて参つております。また御存じないで直接会社へ持つてくるわけですね。そしておれのところは卸だから安価なども月賦で各会社へ売るわけでござりますね。その場合に、卸は小売を通じないで直接会社へ持つてくるわけですね。そしておれのところは卸だから安い、要するに下手な小売は買わぬ方がいいぞというので、東京並びに大阪、名古屋方面で相当問題が起きております。これは八つとも全部大都市でございますが、この点は今御質問いただきましたので特にお願ひ申し上げます。が、職域とかあるいは地域で限定していただきたい。この面は仙台とか地方に行きますとそんな大きな問題はないようでございます。製造、卸の場合、産地直接の場所にあるわけでござります。これは非常に大きな問題になつております。これまで、百貨店法の強化、改正によりまして、流通秩序の確保と、卸屋さん、製造屋さんはどんどんと小売に進出して、並んで、流通秩序の確保と、卸屋さんでござりますから、私から申し上げる機会を得ましたことをありがたが御礼申し上げるのでござりますが、だんだん問題が大きくなりまして、これは必ずまた全国で大会とかすつたもんだの問題が起きてくるのじゃなかろうかと思つております。これは職域かな全体の卸屋さんとか製造屋さんには影響がないと思います。仙台方面にいきますと、割に卸の方面の小売侵害はないのが実情でございます。もう一つは大メーカーでございます。現在はそこまでございませんが、やがて小売まで経営する。化粧などはどんどんいたしまして、これから小売業者もどうも内容

状態があまりよくないから、直営あるいは名前をかえてそういう小売店を出す、こういうことはまだそうございませんが、今後ふえてくるのじやなからうかと思っております。職域、地域でどうしてもこの卸が小売を——あめり屋さんか何かは製造小売でございますが、こういった業種指定あるいは地域指定は、仙台とか北海道とか、特に影響のないところは地域を御指定いただい申し上げたいと思っております。

○始開委員 今おあげになりましたよ

うな事例というものは、場所的に申し

ましても、きわめて局限された個所で

あり業種であるけれども、職域指定の

方があなたの方としては望ましい、こう

いう御意見でございますか。

○高橋参考人 ぜひ一つ。

○始開委員 今の点で向井先生いかが

でございましょう。

○向井参考人 今の点で先ほど私が再

三申し上げましたように、メーカーが

今日のように競争して、そうして自効

式になりまして品物がどんどんできる

といった場合に、ほんとうに生産過剰

になりますと商品をどうして売るだろ

う。先ほど言った小売屋さんが売つてく

れるかというと、必ずしも売つてくれ

れないのです。こういう点で、

つまり物は作ったが物の流れる道が半

分ふさがれた場合に、いかんともしよ

上げた。それはどうするのだ、私は

は、これは小売業者には悪いけれど

も、道はあるのではないかと思うので

あります。それは法律でやらないで、

業者が團結すれば、これは政治とか法

律に持つていかないで、もしそういう

ように卸屋さんが直接消費者に与える

公正かということはわかると思う。私

は今はつきり申し上げられませんが、

团体が、おれたちちは困る、何とかして

もらわなければ困る、お前そんなこと

をやるなら、お前のところから買わな

いぞ、これがあってやるなら、これは

ケース・バイ・ケースでほんとうに不

公正なものはやりません。またそれで

も、合理的におれのところは安くなる

のだ、またそれではおれのところは困

るのだというところは、やりましょ

う。しかしこれは世論の力もあります

し、その意味で私は政府案の調停公々

から、早くそういうふうに各自はや

り、同時に一つ團結してその力を経済

的の方に向けてやっていただきれば、全

面的な調整がいくのではないか、そ

ういう工合で、これは社会党の方に悪い

のですけれども、あの規定の仕方より

も、調整とかあっせんとかいうものは

気に入らないが、その方がはるかにい

いのではないかと思う。これは私の気

分であって、そうせよとかなんとかい

うものではありません。そういう気持

すけれども、とにかく私たちの日本

は、どうもやっぱりお上のなにがつか

ないといりにくい点があることは、私

も十分察しております。けれども業者

がほんとうに目ざめてこのようにならぬ

変革を生じておる。その変革に即応

しないとやりにくい点があることは、私

も十分察しております。けれども業者

がほんとうに目ざめてこのようにならぬ

変革を生じておる。その変革に即応

その間、太体市の方でいろんな行政上のお世話を頼つておったわけです。先刻ちよつと申し上げた通りに、衛生面にして、それで市と協調して今日までにせよ、防火面にせよ、下水、水道からももうすべてのことを市の方にお願いをして、それで市と協調して今日までやつておつたのでござります。それであちらぬということになるということから、これが適當だらう。それでなければならぬと、われわれはどこまでも主張するものではない。われわれは今市場が乱設されて困つておる、一日も早く何とかしてもらいたいということとで、おととしの一月からこちらへ参つて、中小企業庁なんかに一番先に飛び込んで、「一日も早くやつていただきたい」ということを、もう足かけ三年間こうして通つてお願いしておつたわけであります。別に、われわれはどうして申しあげて、そして市の方に非常にお世話になつてやつておつたから、それが当然じゃなかろうかというふうでやつたのですから、どうぞ……。

した。そこで、やはり失業者のたまり場になつてゐる、こういうことがいろいろ言われている。失業者のたまり場にならぬように、小売にはある程度ワクをきめてふやさない方がいい、いう意見も出されておりました。失業者がどこから出てくるかと言えば、働いている労働者からであります。農村の二、三男の問題であります。ですから、農村の二、三男とそれから首を切られた労働者と、それから零細な商業者というものは、今の政治の中では同じ立場に置かれていると思うのです。これは相対立するものではないわけです。ですから、労働者を首切らぬようにしてくれという要求は、小売商の人々が小売がふえては困るという要求に思はつながつておると思う。それがこの法律の中を見てみると、いかにも何か小売商業振興といふ立場で問題を取り上げずに、何か弱い者同士を対立させて、そしていかにもこれが小売商業振興だ、こういうふうに出されてしまうのです。政府の方は、保守党は、御案内のように、金を出す、資金を出す、あるいは税金を特に零細な人たちは少くする、こういう点にはを中心を置かず、法律を作るところは、金に関係はありませんから、幾ら法律といふものは出されている。今日でも皆さんの御希望に沿うような法律を作りましょう、別に政府は痛くもかゆくもありません。こういう形でこの根本の問題は、失業者の問題であります。また前面大きな問題というの

は、税金なり金融の問題であります。小売商人の方々から言わせるならば、この法律にばかり目がくらんでいて、どうもそちらの方にあまり目がいってない。きのうも共立講堂に参りました。反対ですけれども、自民党の中ですらこれには反対でありますと、こう言っているわけです。今が税金のことをやる一番いいときなんです、あるいは皆さん方の金融をふくらます一番いいときなんです。なぜならば選挙があるからです。そのためにつつての中小企業の代表者の方々が出ると、こう言われるときですから、これをやらずに、この法律によっていかにも小売商人がよくなるというふうに見られているということに、根本的に誤まりがある。とにかく、外見上小売商人を守るといふふうに書かれておるけれども、実際には百貨店あるいは大企業、メーカー、卸売、こういうものについては実にこれはあってなきがごとき法律です。ただ一番この中で中心になつていてるのは、生協、これだけをがんじがらめにきめて、そうして対立させている法律なんです。今皆さん方が御意見の中でも言われておりますように、この法律について一番問題になるのは、生協の方から言わせれば、ですかからそれを是正しなければならぬ。その一つの例と

して、米子の事例を言われた。これは三年前、五年前から言われたことです。が、これは私はその地域だけのもので、十分話し合いでできると思う。社会貢献も自民党さんも、一つ話をしても何とかいい案を作ってくれと言われておりません。ですから、生協さんもそれから小売商店体も十分話し合をして、こういう小売商業振興というもので、なかなか思ふ。そういう立場からこの問題を考えてみますと、やはり何と言いまして、これは向井先生はどうも反対だと、言われておりましたけれども、経済の秩序の問題だと思う。経済秩序の問題だから考えてみると、やはり小売商人の方々が自主的に解決をする。自分たちが売っている商品はどこからくるかといえど、製造から卸を経てくるわけですから、やはりその問題を考える。それからもう一つの問題は、小売商人の方々といふのは、大資本、大企業と対決のできるような形で、やはり協同化なり何なり変った形のものを考えて、そのためには金融とか税金とか、こういう方に中心を置くのが当然であつて、やはりそこに力を置くのが、小売商業の振興のための中心だ。こういうふうに私は思つている。それについての御意見をまず承わりたいと思います。

たけれども、一人も参加いたしません。商工委員会といつても、社会党の委員だけで見て参りました。そこで川島の生協へ行っていろいろ聞いてきましたが、行き過ぎは何もない。少し売り上げや何か見てみますと、川島の人たちは、生協がありながら、小堺あるいは百貨店に行っている、という事実というものは、やはりいろいろと考えなければならぬ問題でしょうね。また私は今日まで不思議に思うことは、生協だけが員外利用ができる、農協は二割の員外利用ができる、漁協は五割の員外利用ができる、あるいは森林組合にも事業協同組合にもあらゆる団体において、員外利用ができるわけです。一体どういうわけで生協だけが員外利用というものが禁止されてしまったのか、ここに謎があるがやはり私は不思議だと思う。そういう点につきまして、どういうわけで生協だけが員外利用といふものが禁止められておるのか、むしろ私は員外利用を止めさせて、行き過ぎというものを、実質的な形で両者が話し合って、お互いに今後の生協の中でいためつけられておる者が話し合って、共存共榮していく、そういうしてお互いに足りないところは助け合っていく、こういうことがいいんじやないか、こういうふうに思うのであります。そういうことからなぜ一員外利用というものが今日までなおざりにされておったか、こういう点について中林さんにお尋ねしたい。

たけれども、一人も参加いたしません。商工委員会といつても、社会党の委員だけで見て参りました。そこで川島の生協へ行っていろいろ聞いてきましたが、行き過ぎは何もない。少し売り上げや何か見てみますと、川島の人たちは、生協がありながら、小堺あるいは百貨店に行っている、という事実というものは、やはりいろいろと考えなければならぬ問題でしょうね。また私は今日まで不思議に思うことは、生協だけが員外利用ができる、農協は二割の員外利用ができる、漁協は五割の員外利用ができる、あるいは森林組合にも事業協同組合にもあらゆる団体において、員外利用ができるわけです。一体どういうわけで生協だけが員外利用というものが禁止されてしまったのか、ここに謎があるがやはり私は不思議だと思う。そういう点につきまして、どういうわけで生協だけが員外利用といふものが禁止められておるのか、むしろ私は員外利用を止めさせて、行き過ぎというものを、実質的な形で両者が話し合って、お互いに今後の生協の中でいためつけられておる者が話し合って、共存共榮していく、そういうしてお互いに足りないところは助け合っていく、こういうことがいいんじやないか、こういうふうに思うのであります。そういうことからなぜ一員外利用というものが今日までなおざりにされておったか、こういう点について中林さんにお尋ねしたい。

おられます。そこで毎日商におきましても、税の特別委員会というものを作っております。これにおいて、あるいは昨日出した物品税、また基本的な税、税いろいろわれわれ考えてみて、われわれの知らぬ面において不合理な面があるという点も発見いたしました。して、今、特別委員会を開いております。最後の結論が出来ますならば、またそういう面で大蔵省方面、また先生方にもお願ひ申し上げたいということをやっております。なおまた税あるいは金融面でございますが、これはまた中央会あるいはそういった中小企業団体を通じまして、特に企業庁の方も通じましてお願い申し上げて、絶えず努力をやつております。しかしながら先ほどお話をございましたが、組織を作ろうと思つても遅々として組織が強化されませんので、とりあえずほんとうに困っている問題は法律でお願い申し上げようというので八項目ができたわけでございます。今申し上げた通り、そのほかに百貨店法の強化改正も一、二年前から自民党さん、社会党さんにもお願い申し上げまして、われわれも原案を持っておるわけでございます。あらゆる面におきまして、この振興措置法に小売商を振興させるということがたくさんございますが、何分にも全国の日本の小売商を保護する法律といつたら、今百貨店法だけなのでございます。われわれの申し上げ方が足りないかたという面がございまして、非常に小売商は齧きぎりを食つておるという線が出ておるわけでございますが、今仰せの通り、まだまだ金融面でも十分に検討してお願いする、また税の問題でも中を調べますと、小売業者の事

業税におきましてもそうでございますし、また大企業に特に税金を安くする面もあるようですが、この面も検討せんければならぬじゃないかと思つております。どうか今申し上げた通り、とりあえず振興法の八項目を、あくまでわれわれ小売業者は今国会で法律にさしていただきたいと思っておるわけでございますが、また御質問で違つておりますたら一つお聞かせ願いたいと思います。

○中林参考人 今勝澤さんからの立法の経過その他から員外利用の問題がなぜ生協だけにおいて禁止されておるかという問題でございます。私は消費生活協同組合法の制定のときからずっと関係をしておりまして、特にこの立法に当つて、厚生省あるいは司令部、あるいは当時は芦田内閣で小野孝さんが厚生委員長をしておいでになつたと私は思つております。この小野孝さんとも何回もお会いして逐次的にも御相談したわけですが、当時生活協同組合で員外利用を禁止する、ただし書きでこれを認めるという、許可を得て認めるということになりましたのは、むしろ今日問題になつておりますように、生協組合を育成するという立場から二割とか何とかということで、がちつとしてしまつよりも、やはりウエーティング・メンバーを、さつき向井先生がおつしやいましたような形で、また私たちも生活協同組合は考え方としてやはり組合員のための組合ですから、建前は員外利用はやらないといふ的なただし書きで認めていただくとい

うふうにあつた方がいい。従つて、その当時立法の中心でいろいろお骨折りをいただきました小野孝さん並びに厚生省との間で、私たち話し合いましたのは、ただし書きで、いわゆるウェーティング・メンバーのようなものは当然として、事業機関としてそういうようなものは当然差しつかえないのだとおいた方がいいだろうという形で、員外利用は禁止する、しかしただし書きいう解釈で、そうして正しい協同組合員の考え方を、むしろ良心的に貫いておいた方がいいだろう。立法当時の、ところがその後非常に政治的な形でそれが扱われまして、現在小売商業特別措置法という法律の中では生協をがんじがらめにしてしまう。立法当時の、私たちと当時の国会の先生方並びに厚生省の人たちと良心的にいろいろ話し合った考え方方が全部躊躇みにじられまして、小売商業特別措置法では生協をがんじがらめにする。そうして、よく米子のことが問題になるわけでありますが、米子で員外利用をやつておると盛んにいわれますが、一昨年の春、公開経営研究会が主催しまして、全国の商業者の代表も集まって、私もそこにあいさつを述べに行つたわけですが、米子の問題は生協に問題があるのでではなくて、米子の商業者の方に問題があるということは、当時公開経営研究会にお集まりになった全国の商業者の代表の間で結論が出た問題であります。そして、米子は戸数が、市が二万で、周辺を入れて三万、しかし米子の組合員は現在一万三千人おるわけです。組合員が一万三千人といいますと、二万戸の戸数に対して過半数をもう組織して

おるわけです。従つて、暮れにも私は
米子に行つて参りましたが、米子に大
ぜいの人が来ておりますが、これは全
部組合員であるわけです。行つてみた
ら、いかにも員外利用をやつておるよ
うでござりますが、そういうような形
で、いろいろ誤解されて喧伝されてお
る面がたくさんあるということを諸先
生方にむしろ御了解をいただいておき
たいというふうに考えております。
○中井(一)委員 ただいま生協の問題
について、私どもは生協はその特典と
して税法上その他につき、一般小売商
人よりはよほど利益ある待遇を国家か
ら受けておると信じておるのに對し
て、生協連専務理事の中林さんからは
そうでないという御趣旨のお話があ
り、後には実はそうだということをお
認めになつたように思ひましたから、
私はあえて言葉を返さなかつたのでござ
りますが、ただいまの御質問により
まして、この点が特典なきものとして
御了解になつておるようであります
から、特典があるのだということだけを
明らかにしておきたいのであり
ます。

て、出資総額の四分の一までは法人税をかけないというふうな恩典もござります。それから印紙税、登録税等は免稅になつております。地方税の方では住民税、市町村民税といったものは免稅、それから事業税は一般法人に比べまして低いようであります。八%程度かと思います。一般法人は一二%程度かかっております。その他課税標準につきまして、固定資産税あるいは不動産取得税等におきまして、「ごくわずかな範囲ではございますが、何か課税標準の特例もあるようであります。それからこれは国の予算上の措置でございままするが、生活協同組合に対しまして、国の予算から都道府県を通じまして消費生協に対しまして貸付が行われております。これは共同利用の施設に對してであります。その貸付に対して國が半額の補助を行なつております。今年度におきましては予算がわざかでございます。九百万円程度の予算でござります。」かように公式に、政府の発表がありましたことは、当日の速記録によつて明白でございます。

午後一時四十三分休憩

正義君。

○長谷川委員長 午後二時二十六分開議 休憩前に引き続き会議を開きます。小売商業特別措置法案、及び商業調整法案の両案について、引き続き参考人の方々より御意見を聴取することいたします。この際参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日はきわめて御多忙中にもかかわらず、本委員会に御出席下さいまして、まことにありがとうございます。この両法案は、今国会において当委員会が審査しております諸法案中でも、特に重要な法案でありまして、審査に万全を期するため、提出者に質疑を行なばかりでなく、実務に携わっておられる方々の御意見をも伺うべく、本日御出席を願った次第であります。何とぞ忌憚のない御意見をお述べ下さいます。ただ時間の都合もありますので、最初に御意見をお述べいただきたいと存じます。なお後刻委員からの質疑がござりますが、その際に十分お答え下さいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ただ時間の都合もありますので、最初に御意見をお述べいただきたいと存じます。なお後刻委員からの質疑がござりますが、その際に十分お答え下さいます。念のため申し伝えておきますが、規則の定めるところによりまして、参考人の方々が発言なさいます際には、委員長の許可が必要でありますし、委員に対しても質疑はできないことになっておりますから、あらかじめお含みおき願いたいと存じます。

それではこれから順次参考人の方々に御意見をお述べいただくことにいたします。全国商店連盟事務理事三浦

○三浦参考人 全国商店連盟の三浦でございます。私ども小売商の立場からいたしましては簡単に現在の私どもの希望を申し述べさせていただきたいと思ひます。

まず第一に、この両法案が第二十二回国会より審議されながら、今日なお目に見えていないのでございますが、常ならの理由説明にも十分に表現されております通り、非常に困難な状況に直面しております。特に若干数字をもって申し上げますならば、三十二年末の小売業の総数は百四十八万五千店舗となつておりますとして、従業員数は三百九十七万一千人、これに店主並びに家族が仕事をしておるものも加えますれば、いわゆる総商業人口は一千万をこえるのをございまして、この数字はまさに全國人口の一割弱にあたる膨大なものでござります。戦前の最高を見ましても、昭和十五年に四百三十八万、それからすでに商業人口は七百四十万、三百万も増加しておる。これらは小売商が非常にもうける分野であって、だれもが喜んでこの分野に流入していくいくというものでなしに、全く戦後のふうな形になつておりますから、あらかじめお含みおき願いたいと存じます。

それではこれから順次参考人の方々に御意見をお述べいただくことにいたします。小売部門で二百数十万を雇用せしめるといつたふうな線も打ち出されておりました。全国商店連盟事務理事三浦

たのでございますが、そういう点からござります。私ども小売商の立場から競争の中に没入しておるかということを聴取することいたします。この際参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日はきわめて御多忙中にもかかわらず、本委員会に御出席下さいまして、まことにありがとうございます。この両法案は、今国会において当委員会が審査しております諸法案中でも、特に重要な法案でありまして、審査に万全を期するため、提出者に質疑を行なばかりでなく、実務に携わっておられる方々の御意見をも伺うべく、本日御出席を願った次第であります。何とぞ忌憚のない御意見をお述べ下さいます。ただ時間の都合もありますので、最初に御意見をお述べいただきたいと存じます。なお後刻委員からの質疑がござりますが、その際に十分お答え下さいます。念のため申し伝えておきますが、規則の定めるところによりまして、参考人の方々が発言なさいます際には、委員長の許可が必要でありますし、委員に対しても質疑はできないことになっておりますから、あらかじめお含みおき願いたいと存じます。

それではこれから順次参考人の方々に御意見をお述べいただくことにいたします。全国商店連盟事務理事三浦

の意見は、午前中にも高橋参考人からいたしましては簡単に現在の私どもの希望を申し述べさせていただきたいと思ひます。

まず第一に、この両法案が第二十二回国会より審議されながら、今日なお目に見えていないのでございますが、常ならの理由説明にも十分に表現されております通り、非常に困難な状況に直面しております。特に若干数字をもって申し上げますならば、三十二年末の小売業の総数は百四十八万五千店舗となつておりますとして、従業員数は三百九十七万一千人、これに店主並びに家族が仕事をしておるものも加えますれば、いわゆる総商業人口は一千万をこえるのをございまして、この数字はまさに全國人口の一割弱にあたる膨大なものでござります。戦前の最高を見ましても、昭和十五年に四百三十八万、それからすでに商業人口は七百四十万、三百万も増加しておる。これらは小売商が非常にもうける分野であって、だれもが喜んでこの分野に流入していくいくというものでなしに、全く戦後のふうな形になつておりますから、あらかじめお含みおき願いたいと存じます。

それではこれから順次参考人の方々に御意見をお述べいただくことにいたします。全国商店連盟事務理事三浦

の意見は、午前中にも高橋参考人からいたしましては簡単に現在の私どもの希望を申し述べさせていただきたいと思ひます。

まず第一に、この両法案が第二十二回国会より審議されながら、今日なお目に見えていないのでございますが、常ならの理由説明にも十分に表現されております通り、非常に困難な状況に直面しております。特に若干数字をもって申し上げますならば、三十二年末の小売業の総数は百四十八万五千店舗となつておりますとして、従業員数は三百九十七万一千人、これに店主並びに家族が仕事をしておるものも加えますれば、いわゆる総商業人口は一千万をこえるのをございまして、この数字はまさに全國人口の一割弱にあたる膨大なものでござります。戦前の最高を見ましても、昭和十五年に四百三十八万、それからすでに商業人口は七百四十万、三百万も増加しておる。これらは小売商が非常にもうける分野であって、だれもが喜んでこの分野に流入していくいくというものでなしに、全く戦後のふうな形になつておりますから、あらかじめお含みおき願いたいと存じます。

それではこれから順次参考人の方々に御意見をお述べいただくことにいたします。全国商店連盟事務理事三浦

の意見は、午前中にも高橋参考人からいたしましては簡単に現在の私どもの希望を申し述べさせていただきたいと思ひます。

まず第一に、この両法案が第二十二回国会より審議されながら、今日なお目に見えていないのでございますが、常ならの理由説明にも十分に表現されております通り、非常に困難な状況に直面しております。特に若干数字をもって申し上げますならば、三十二年末の小売業の総数は百四十八万五千店舗となつておりますとして、従業員数は三百九十七万一千人、これに店主並びに家族が仕事をしておるものも加えますれば、いわゆる総商業人口は一千万をこえるのをございまして、この数字はまさに全國人口の一割弱にあたる膨大なものでござります。戦前の最高を見ましても、昭和十五年に四百三十八万、それからすでに商業人口は七百四十万、三百万も増加しておる。これらは小売商が非常にもうける分野であって、だれもが喜んでこの分野に流入していくいくというものでなしに、全く戦後のふうな形になつておりますから、あらかじめお含みおき願いたいと存じます。

それではこれから順次参考人の方々に御意見をお述べいただくことにいたします。全国商店連盟事務理事三浦

これらをかりに実現されたとしますれば、とうてい現在の炭鉱購買会は事業活動を行うことができないことになるわけでありまして、炭鉱側としてもそういう内容ではなかなか納得ができないかつたのであります。

委員長迴席 南委員長代理署席

そこで業界といたしましては、各関係方面に対し炭鉱の購買会の特殊事情をすいぶん御説明を申し上げまして、あくまで実情に即した解決をおはかり願うようにということをお願いして参つたのであります。その後小売商業特別措置法案の名前で本国会に御提案になられたこの法案の内容を拝見いたしましたと、各種の点で相当に緩和をされて参りました。ただこの法案の中で特に注意を呼び起す点が一、二点ござります。それは員外利用の禁止の方法に関する規定でございます。炭鉱の購買会といたしましては、従来も員外の者が利用をすることを防ぐように、員外者の利用がないようにということについては相当厳重な注意をして参つたのであります。これは御承知のように、炭鉱は場所的にも購買会を利用する者はほとんど従業員とその家族に限定されておりまして、員外者であるか、あるいは内部の者であるかという識別はきわめて容易であります。従いまして特に従業員といえども従業員であるといふようなことを証明するための特別のものを発行するというような方法を行って員外者の利用を禁止する実をあげようとしておりますが、かりに証明書を発行するということにいたします。

と、一つの家族で一枚ではとうてい足りないわけであります。家族の数に応じて枚数発行しなくてはならぬということもありますし、また証明書を紛失した場合には、そのつどまたその証明書の発行を、直さなくちゃならぬというような問題もあります。さらには現実の購買会内部における売買を見ますと、大体時間的に昼休みとか、あるいは夕刻とか、集まる時間は非常に片寄ってゐるわけであります。その際多數の購買者が来るのに、証明書を提示するということもなかなかめんどうなことであります。従来の実績から考え、なおこのめんどうな点を考えてみると、証明書を発行するといふことは、決して事態をさらに一步改善するということにはならない。むしろ繁雑さを増すだけに終るのではないか、かように思うわけであります。

は一般的の市販よりも安く購買会で品物を相当まとめて町の者が買い取るというような弊害も出たのであります。さらにまた購買会といたしましては、この金券制度が、あとで整理をするのに時折間違いを起したり、なかなか手数がかかるたりというような弊害もござります。あるいはまた購買会としましては、利用度が相当に増すとともに、現金は月末でなければなりませんので、商品の仕入れに伴つた資金面での困難があつたという実例もござります。こういうような関係いろいろ戦前に経験されまして、次第にこの制度は廃止されました。今日におきましては購買会の経理面の独立採算制という制度とともに、現金買いが大部分になつたのであります。これをおさらに利用券制度といふものを規定して、そういうやり方をとるということになれば、以前の弊害でだんだんに改善されたことに対し、またこれを逆行するということがあります。利用券制度によりますと、購買会の売上額が増しますので、かえつて町方の小売商の方には金が流れないと結果にもなるのであります。現に、冒頭に若干触れましたが保護しようとする趣旨と、若干結果において違つたことになるようと思われます。現在、冒頭に若干触れましたが炭鉱の購買会経営については、町方の小売商との摩擦を極力避ける方法を講じて参っておりますので、乍炭鉱に関しましては、地元の小売商との紛争というものはないと思っております。御承知のように、炭鉱を始める場合にしましては、地元の小売商との紛争とは、ほとんど山野あるいは田畠というようなところから仕事を始めますので、やむを得ず從業員の生活必需品な

ざるを得ないのであります。そこで、だんだんと事業が拡張するに従つて從業員もふえる。そこで小売商もだんだんに興つてくるというような一つの歴史的な過程を持つております。町方の小売商と炭鉱の購買会というものは比較的其存共栄の実を上げておると私は考えております。

従いまして、この法案を検討いたしました結論を申しますれば、この法案でなければ問題の解決がされないといふことは現実にないと私は思ふ。またかりに員外者の利用を禁止する、あるいは利用券制度を実施するというような方法をとりましたとしても、先ほど申しましたような繁雑さ、あるいは趣旨と違つた結果が出るというようになりますので、私の立場から申し上げますと、小売商業特別措置法案の証明書の条項と利用券に関する条項は、削除するのが至当であるう、かように考ふるのであります。

以上簡単でございますが、炭鉱購買会の立場より、この法案についての御意見を申し上げました。

發展を期する上におきまして、きわめ
て重要な役割をになつておるにもかか
わらず、現在國の施策は何一つ見るべ
きものがない。またわれわれは、同業
者の過剰による激甚な競争と、一方大
資本の百貨店等の圧迫、生産業者、御
業者等の小売販売行為による小売專業
者への圧迫、あるいは生協、購買会等
の進出によりまして、小売商業者はま
すます自己に窮乏の一途をたどつて
おるのでござります。これがため、前
に述べましたよろいろな事柄を
排除調整して、小売商の公正な競争の
場を与えていただき、小売商の活動の
分野を確保していただきことが、小売
商振興の大前提であります。

たい諸点がございますので、これからそのうちのおもなる事柄を申し述べさせていただきます。

まず第一に、生産者、いわゆるメー カーの直売その他小売行為は制限または禁止をしていただきたいのでござります。メーカーはメーカーとしての本來のあり方があるはずでありますから、小売の分野にまで進出して、流通秩序を乱し、小売商を圧迫するような行為は禁止または制限をお願いしたいのでござります。たとえば元歌舞伎座を改造いたしまして大阪市に現在できました千日ゲートのごときは、小売商の立体的な商店街の形態であるといふことであつたのでござりますが、生産者、卸売業者が名義を変えまして占領を行なつている現状でございます。これらの業者のうちの約半分以上が、生産業者または卸業者によつて占められておるのでござります。

第二に、間屋の小売兼營を禁止または制限していただきたいのでござります。間屋の小売兼營は卸売価格によつて小売することになりますて、小売商を圧迫することになりますので、この行為もあわせて制限、禁止をされたいのでござります。たとえば大阪では、御承知のごとく船場の井池あたりの織維問屋でございます。それから梅田近辺の織維問屋、それから東京では、御承知のように先ほど高橋さんのお話にもありましたような横山町の織維問屋、こういったような間屋街の小売行為が、現実に小売商の経営に直接影響を及ぼすので、こういう点を十分御推察いただきまして、禁止または制限を加えていただきたいと考えるのでございます。なぜ間屋がかくまでたく

さん小売をしておるかと申しますと、実は私は大阪の駅前で雑貨商をしております。ところがちょうど私の借家が禁止をしていただきたいのでござります。メーカーはメーカーとしての本來のあり方があるはずでありますから、小売の分野にまで進出して、流通秩序を乱し、小売商を圧迫するような行為は禁止または制限をお願いしたいのでござります。たとえば元歌舞伎座を改造いたしまして大阪市に現在できました千日ゲートのごときは、小売商の立体的な商店街の形態であるといふことであつたのでござりますが、生産者、卸売業者が名義を変えまして占領を行なつている現状でございます。これらの業者のうちの約半分以上が、生産業者または卸業者によつて占められておるのでござります。

第三に、大資本によるストーパー・

マーケットの新設、増設は、これまで限りないしは禁止をしていただきたいのを改めて申しますが、これは大資本による小売商の圧迫であり、百貨店法の網をくぐった百貨店資本の暴力で、いわゆる周辺の小売商の経営に著しい影響を与えるものでありますから、このようなマーケットの新設、増設を禁止する条項を私は設けていただきたいのでござります。

第四に、購買会の開設を許可制とし、消費生活協同組合の取扱い品は、狭義のいわゆる生活必需物資に限定し、員外利川は厳に規制していただきたいのでござります。購買会または共済組合は、本来從業員の福利厚生施設でありますから、その經營は極端な廉價主義をとつておりますのでござります。購買会の設立は許可制とし、員外利用を禁止していただきたい、これもあわせてお願ひしたいのでござります。

また生活協同組合は、消費者みずから購買組織でございまして、それがしたような始末でござります。ところが、なぜそういう直し屋がどうして仕事が多いかと申しますと、いわゆる織維問屋の既製服屋さんで小売したやつが寸法直しに全部そこへ参るのであります。それが山と積まれておる、これをもって卸屋さんの小売行為が非常に大きなものであるということを私は痛感したわけでござります。その一例をだいま申し上げたわけでござります。

第五に、大資本によるストーパー・

さん小売をしておるかと申しますと、これがちようど既製服屋さんがございまして、私が家賃をもらいに行きますと、暮れあたりはしろうのお客さんでいっぱいなんです。それで実は寸法を直せといふお客様が非常に多いわけでござります。小売商ががりまして品物を仕入れるときは、寸法を直せという小売屋は全然ないのでござります。ところがしらとの悲しさ、自分に合うやつを買わんがために参りますから、そが長かたりしますのかつたり、すそが長かたりしますので、それをしきりに直せというふうな言葉で、私がたまに直せたりするところがござります。それに私のところも出しています。それが私のところも出しているのがございまして、こういうものを縮めたり伸ばしたりするところがござります。それに私のところも出しているのがございまして、昨年の年末おつたのでござりますが、昭和二十一年四月現在の大阪府下と、昭和二十一年四月現在の大阪府下の公、私設市場の数は五百十二、うち五百二十六市場が開設され、しかもそれが大阪市と隣接都市のあつたものが、その後市場の乱立が激しくて、年平均四十三市場が開設され、しかもそれが大阪市と隣接都市の大阪市内に三百二十六市場、衛星都市たなくなるのでござります。購買会の設立は許可制とし、員外利用を禁止していただきたい、これもあわせてお願ひしたいのでござります。

また生活協同組合は、消費者みずから購買組織でございまして、それが存在いたしまして、大阪市内の市場総数三百二十六に対し、実に半数近くが衛星都市との境界に接して設立されておる現状でござります。これらの地域においては、市場の乱立がいわゆる過当競争によつて、やはり店舗が現存いたしまして、大阪市内に三百二十六市場が存在いたしまして、大阪市内の市場総数三百二十六に対し、実に半数近くが衛星都市との境界に接して設立されておる現状でござります。これらの地

域においては、市場の乱立がいわゆる過当競争によつて、やはり店舗が現存いたしまして、大阪市内に三百二十六市場が存在いたしまして、大阪市内の市場総数三百二十六に対し、実に半数近くが衛星都市との境界に接して設立されておる現状でござります。これらの地

て、私の意見といたします。

○長谷川委員長 次に全日本農民組合

連合会常任理事沼田政次君。

○沼田参考人 私は全日本農民組合連

合会の役員の一人でございますが、実

は御提案になりましたこの二つの法案

につきまして、不勉強からでもござい

ましょらが、農民の立場からいたしま

して、というよりは、むしろ消費者の一

人として申し上げたい、こうう気持

でお話を申し上げてみたいと思うので

ございます。いろいろ実際的な知識も

ございませし、先ほど申しました通り

研究も深くしておりますので、具体

的なお話をできかねるのでござります。

第一は小売商自体の問題でございま

す。今日小売商の皆さんが非常に困っ

ておられる事情というものは十分承知

しているわけでございますが、その基

本的な原因がどこにあるかと考えます

ると、やはり、これは何と申しまして

も小売商の組織的な力が弱いところに

一番大きな原因があるのでないか、

こう考えるわけでござります。そうい

たしますとするならば、この組織の力

の弱い小売商をいかにして守るかとい

うことになりますと、より強いもののが

小売商の分野への進出を防ぐ、これが

あるいは先ほどからお話をございました通り、メークーの小売分野への進

出、卸売の小売分野への進出というよ

うなものも一つの大きな問題になつてお

るわけでござります。そういう点か

ら考へまして、やはり今日小売商の方

として一番問題にするのは、小売商の方

の諸君よりももつと大きな資本を持ち、取引上有利な地位にあるものの進出を防ぐということに最大の眼目が置かれなくちゃならぬのじゃないか、か

ように私どもは考えておるのでござい

ます。そういう意味から申しますと、小売商の皆さんよりはさらに

もっと弱い組織の力しか持たない消費

者にしわを寄せるということは、これ

は見当違いでなからうかと思いま

す。あるいは、一つの配給機関として

社会的な意義を持つておりまする生活

協同組合にほこ先を向けるということ

も、これまたお門違いでなからうかと

私は大体この小売商の問題を三つ

の観点から眺めてみたいと考えており

ます。

第一は小売商自体の問題でございま

す。今日小売商の皆さんが非常に困っ

ておられる事情というものは十分承知

しているわけでございますが、その基

本的な原因がどこにあるかと考えます

ると、やはり、これは何と申しまして

も小売商の組織的な力が弱いところに

一番大きな原因があるのでないか、

こう考えるわけでござります。そうい

たしますとするならば、この組織の力

の弱い小売商をいかにして守るかとい

うことになりますと、より強いもののが

小売商の分野への進出を防ぐ、これが

あるいは先ほどからお話をございました通り、メークーの小売分野への進

出、卸売の小売分野への進出というよ

うのも一つの大きな問題になつてお

るわけでござります。生協はそれに反し

るということは、そこから来ておるの

も中間の利潤を排除したいという気持

てあります。ところが、あるのはこの法律案にお

がこの特別措置法案の条文を見ます

と、この購賣会と生協とを全く同一に

取り扱われておる、同一に取り扱われ

ておるだけではなく、及ぼす影響とい

うものは生協の方にむしろ強いのでは

ないか、こういうふうに考へるのでござ

いませんが、購賣会の方は当然やつては

ならないものに対してもこれを押えると

が、その成り立ちから申します

ところが、この購賣会としては本来や

るべき筋合のものではない、それを押え

るといふことでござります。ところが、

生協の方は法律の上では原則とし

ては員外利用を認めておらないが、許

可があれば員外利用をしてよろしい

といふことになつておるのでございま

すが、生協の方には法律の上では原則とし

ては員外利用を認めておらないが、許

可があれば員外利用をしてよろしい

といふことになつておるのでございま

すが、生協の方になりますと、はつきり

申しますとこれら員外利用と予想してかかった仕

事ではないのでござります。ところが、生協の方になりますと、はつきり

申しますから、員外利用とかそういう

ものをもともと予想してかかった仕

事ではないのでござります。ところが、生協の方になりますと、はつきり

申しますとこれら員外利用と予想してかかった仕

事ではないのでござります。ところが、生協の方になりますと、はつきり

受けるものでございます。そういうことをおるのでござります。そこで、要するにこの法律案が、大資本のその他、小売商が最も圧迫を感じて、う方向に向って小売商を保護するという考え方から出発しておらないところに一つの欠陥があるのではないかという気持が私どもするわけであります。

第二の問題といたしましては、私は、この小売商の問題を考えますときに、やはり流通機構全体を合理化する、適正化する、そういう広い見地に立ってこの問題を処理していただきとがけ、こうではないかと思うのであります。私ども農民なりあるいは消費者の立場からいたしまして、現在の小売業者の方方が決してけつこうだという印象は受けしておりません。たとえば農家が牛乳を売りります場合には、一升四十円そこそこで買ひ取られていく。それが市場におきましては、一合十四円なり十四円五十銭なりで売られておる。あるいはまた野菜などが去年あたりは非常に高くなつたと言われますけれども、農民が小売市場に持って参ります、するとその市場のすぐ前の八百屋さんで売つてある値段の三分の一くらいにしかならない。あるいは鶏の卵にいたしましても、現在東京都内におきましては十四円から十六円もしておりますが、しかし農民が場先で買い取られる値段は十円そこそである。今日専業で鶏を飼うならば、千羽飼わなくちや成り立たないと言われておりますが、この千羽の鶏が一日に六割産むといったしまして六百の卵ができる。この六百の卵を小売屋さんが売れば、ちょうど千羽を飼つておる農民の収益とほとんど同じになるわけであり

のところ鶏一羽飼つて年間五百円くらいいの利益しかありません。そうなりますと、朝から晩まで少しも目を離さず頭に並べて売る小売商の収益とを比較して考えますときには、いかにも農民はある割の悪いものだ、こういう感じが強くなりたすのでございます。小売商の立場からいたしますれば、それ相当の理由があるのは十分承知するのでございますが、とにかく今日の流通機構という問題が、もう少し政策の上においても大きく取り上げられなければならぬと私どもは考えております。しかしそれが十分に取り上げられておりませんのは、やはり消費者の力が弱いからである、こういうふうに私ども考えております。

そこで消費者から言わせれば、百貨店は掛値なしで、しかも気がねなしに買うことができて非常に便利であります。また小売商も違った意味で、すぐ家まで出て参りましてサービスをしてくれる、配達までてくれる、そういう点で非常にまた便利でございます。また生活協同組合は生活協同組合で、小売商などが地方的に非常な暴利をむさぼるような傾向にある場合に、これを牽制する意味からいつても、あいう組織というものはあつた方がよろしい。私が住んでおる神奈川県の大和市の場合は、駐留軍のアメリカ兵がたくさんおるせいかいたしまして、去年東京都内からそちらに引っ越しました。そのう場合に消費者が自主的に

生協のよきな組織でも作って、そして
やりますならば、牽制もきて、多少
消費者としての立場が悪になるのでは
ないか、こういうふうに考えておりま
すときに、私ども消費者といたしまし
ては、百貨店なりあるいは小売業者な
りあるいは生活協同組合というもの
が、それぞれの特徴を發揮しながら、
お互いに牽制すると言つては悪いので
ござりますが、消費者に最もよくサーキ
ピスする形をとつていただくことが一
番望ましいと考えるわけでございま
す。そうした意味で生活協同組合は、
聞くところによりますとその販売量に
おいてはまだ一%にも足らない、こ
ういうことでござります。従つて私ども
は消費者の立場からいって、もう少
きたい、かように考へるわけござい
まして、せめて生活協同組合の販売量
が全体の五分なりあるいは一割にもな
りますならば、そうした意味で消費者
にとっては非常に望ましい形であると
考へるものでござります。そうした感
味から申しまして、一部に、たとえば
生協と小売商人とのいござが非常に
あるところもあるということは聞いて
おるのでありますけれども、しかしそれ
はケース・バイ・ケースで御处置い
ただきました、法律に規定いたしまし
て全国的に生協の行き方を押えるとい
うようなことは少し行き過ぎである、
個々の問題としてそれを解決すれば一
分に解決できる、かように私ども考
ておる次第でござります。

るのは数が多過ぎて困つておるところをありますから、やはりこれは数の制限にまで踏み込まなければ徹底したものではないのではないか、かようにも思えるのであります。たとえば十の店舗ということを一つの標準にしておりますが、九つにして二つに分けた場合にはどうなるか、あるいは権利人を一人、二人、三人にしたくどうなるかということになりますと、文字通りこれは抜け穴が出て参るわけではござりますので、そういう点で数の制限まで踏み込まなければ徹底したことにならないのじゃないか、かようと考えておるわけでございます。

の一応の御意見の開陳は終りました。

次に質疑の通告がありますので、順

次これを許可いたします。小林正美君。

○小林(正)委員 まず最初に三浦さん

と田中さんにお尋ねしたいと思うので

あります。お説のごとく現在の小売

業者といふものは自分たちと質の違う

異質のもの、すなわち百貨店であると

ありますが、お説のごとく現在の小売

屋であるとか、ないしは購買会、生

協、そうした方面からいろいろと圧迫

を受けておる。もう一つは自分たちと

同じ仲間であるところの同業者、過当

競争といふ形で非常な苦しい状態にお

るということ、大へん困っておられ

ることはよくわかるのであります。そ

こで三浦さんが先ほどお話になりました

登録制の問題であります。私も登

録制をしくといふことは大へんけつこ

うなことであつて、これは小売業者の

実態を把握する上において、どうして

も必要だと思っておりますが、さらに

突き進んで聞きたいことは、登録制を

設けて小売業者の実態が把握されたそ

の後に、たとえば三浦さん自身は非常

に厳格な計画性を持たせた小売商のあ

り方といふものを想像なさつていらっ

しゃるか、ないしは一応登録制は設け

たけれども、実際はもう自由放任の形

でほうつておくのだといふようなお気

持でお考えになつておるのか、登録制

といふのは言葉ではきわめて簡単な言

葉であります。この問題を将来どう

います。

○三浦参考人 農民の場合を例にとつてみましても、何反あるいは何町とい

う土地がなければその一家族の形態と

いうものは維持できない。従つて農村

の二、三男問題といふものはいろいろ

な意味で問題化してくるのでございま

すが、同様に小売商の場合でも一店当

り何十人の消費者といふものが配分さ

れておるようなことがきわめて望まし

いのであります。これは数字的に

もまた実際問題としても非常に困難

な問題でござります。同時に過当競争

であるとか、あるいは小売商が過剰で

あるというようなことを申しまして

も、たとえば百貨店が何十万人に何店

舗が理想だとか、いろいろ説はござい

ますけれども、果して確固たる数字が

どういうところから出されているの

か、私まだ不勉強でわかりませんが、

いずれにいたしましても現在の小売商

といふものがどういう状態になつてい

るかといふことが、ほんどの的確につ

かまれていない。ここに私は政策の根

柢の貧困といふものが原因しているの

ではないかといふことを痛切に感ずる

のでござります。たとえばこのいだ

きました小売商関係資料という表を見

ます。それでも、これの第一ページの産業別

就業者数の推移といふのは昭和二十五

年といふのが最新である。今から八年

までのございまして、先ほど農民団体

も前の資料で一体今日の小売商をどう

いうふうに位置するかといふふうなこ

とは、私は問題を的確に把握する上に

おいて大へん不都合じゃないかと考え

ています。お説がございましたが、農業に

は実にりっぱな統計が的確にできてお

りますので、小売商についても、まず

第一にそこから出発すべきであるとい

ていくかといふことが浮き彫りにされ

てゐるであります。人口何万に対し

て織維業者が幾らある、あるいは食堂

が幾らある、いろいろの面がはつきり

しておるときには、それに対するどうい

う手を打つかといふことは、そのとき

の情勢で、べきものだと思つてあります。

○小林(正)委員 わかりました。私も

その点は同感であります。そういう

であります。購買会の問題が出まし

ておられるということはわかりまし

た。

次に佐久さんに一つ御質問したいの

であります。購買会の問題が出まし

ておられるということはわかりまし

た。

鉱山のようなあいきわめて辺境の地

において新しく鉱山を設けて、それか

ら人を集めて仕事をするという場合

に、購買会を会社の直営で持たせる

ということは、これはよくわかるのでご

ざいます。たとえば鐵道の購買会で

あるとか、あるいはまた割合に町に近

いところの工場などにおける購買会

があるとか、いろいろ問題を起しておるとい

うふうに置けるかといふふうなこ

と考へるの選び方が少しまづつたのでは

ないかという感じがするのであります

けれども、購買会全体について一つ私

の考え方を申し上げたいのですが、わ

れわれ率直な気持で申し上げるなら

ば、生協といふものは購買会とは根本

的に違つておる。生協といふものはこ

れはできるだけやはり育成をして将来

发展させていきたい、ただしそれが

著しく周辺の小売業者に圧迫を加える

いう場合はおのずから別でございま

か、かように考えます。

ところが購買会といふものは、これ

は大体給与の一種の変形とでも申し

ますか、悪い言葉で言うならば給料の

ごまかしであることを言えるのでござ

ります。

それから生活協同組合、これは私

もその地区の、いわゆる従業員の仲間

が作るところの生協に発展さすなり、

ないしは別個の企業体を作つて独立採

算制でやらずなり、いろいろそういう

方法を講じないと、炭鉱の場合は比

較的少いと思うのであります。他の

工場においては周辺の商店街ときわめ

て大きな摩擦を生じておるということ

は十分御承知の通りだと思うのであり

ます。たとえば値段を非常に安く売つ

ておるとか、員外者に非常にたくさん

利用させておると、もうこれにつ

いて問題が生じておることは枚挙に

とまないような状態であります。炭

鉱だけの購買会といふことに限定せず

あります。たとえば値段を非常に安く

売つておるとか、あるいはあなたがそういう全般の購

買会というものを一つ頭に描いて、将

来どうしたらいいか、今までいい

ことがあります。私は参考人の選び方が少しまづつたのでは

ないかという感じがするのであります

けれども、購買会全体について一つ私

の考え方を申し上げたいのですが、わ

れわれ率直な気持で申し上げるなら

ば、生協といふものは購買会とは根本

的に違つておる。生協といふものはこ

れはできるだけやはり育成をして将来

发展させていきたい、ただしそれが

著しく周辺の小売業者に圧迫を加える

いう場合はおのずから別でございま

す。最近はまあ一つの經營の合理化

と申しますが、購買会の独立採算制と

いうような方法をとつて参つております。

そこで、特別に大きく廉価販売をされ

ておるという購買会はないよう思ひ

ます。

それから生活協同組合、これは私

もその地区の、いわゆる従業員の仲間

が作るところの生協に発展さすなり、

ないしは別個の企業体を作つて独立採

算制でやらずなり、いろいろそういう

方法を講じないと、炭鉱の場合は比

較的少いと思うのであります。他の

工場においては周辺の商店街ときわめ

て大きな摩擦を生じておるということ

は十分御承知の通りだと思うのであり

ます。たとえば値段を非常に安く

売つておると、もうこれにつ

いて問題が生じておることは枚挙に

とまないような状態であります。炭

鉱だけの購買会といふことに限定せず

あります。たとえば値段を非常に安く

売つておると、もうこれにつ

いて問題が生じておることは枚挙に

とまないような状態であります。炭

鉱につきまして、お話のように廉価

販売をするといふようなことで、一

部資金にかかる費用もとに運

費を要するといふようなことで、一

番いいといふところをとつていただ

てこしらえていただくのが、一番いい

考え方を申し上げたいのですが、その

考え方をとつて頭の中に入れながら、この政府

は、先ほど来御説明申し上げましたよ

うに、炭鉱購買会を中心にしてのお話

ですが、まあ私が申し上げられるの

通りであります。そこで、その考え方を

あわせて頭の中に入れながら、この政府

は、先ほど来御説明申し上げましたよ

と思ひます。

○小林(正委員) 私は両方合せてもい
けないと思うことは、これは登録の問
題が抜けております。この登録問題が
抜けておるのは、両方とも——これは
私個人の見解ですから少しまずいと思
いますが、今の御答弁非常に上手にお
話になつたのですが、たとえば小売、
市場の問題にしましても、あるいは兼
業の問題にしましても、この二つに限
定してお尋ねいたしますが、どっちが

○長谷川委員長　永井君。
○永井委員　三浦さん、田中さん、沼田さん、三人にそれぞれ簡単でいいであります。それ小売といったしましては先ほど申し上げましたように、私個人の考えではやはり全然禁止をしてもらいたいということ以外に、現在何も考えておりません。その点一つ先生方と御相談をいただき、よろしくお願ひしたいと思う次第であります。

の二つがこの法案の
本の柱になってくる
。従つてこの両法
と、自民党と申しま
は大資本の攻勢の方
また社会党案により
対する力が若干抜け
か、こういうふうに
でござります。大組
は、たとえば労働組
ういったような数の

内容と構成は、と思うのと
案を見て

はつきり申し上げたいと思うのであります。さらにその他の点につきましては、も不徹底であるという意味におきまして賛成いたしかねるのでござります。外会党の出した調整法案につきましては、私はこれといって悪いところを指摘する点はないと思いますが、ただやはり通らないのでは何にもならないのでございまして、結局通りいい形でもって、一つ成立できるようなことをう考を頼いたいと想ひます。さうこま

1000-10000

○田中参考人　問屋の小売兼業は、これは絶対禁止ということでお願いしたい。先ほど申し上げましたように問屋がそういう兼業を全然してはならないということでお願い申し上げたい。それから市場の規制問題でございま
すが、市場もいわゆる建物の規制とい
ういいでしょう。

小林君から話がありました通り、小売段階における流通秩序の維持及び販賣の安定対策については、政府からは小売業特別措置法案、社会党からは商業調整法案が出ておるわけであります。そして表現された言葉の中では大同小異なところもありますけれども、法案全般からこれを要約しますと、この両法案

そういう一つの組織力による圧力をはねのけるといいますか、圧迫を排除するという点に、この法案の重点が置かれなければならなかつた。あとのいろいろな問題はたくさんござります。両方とも十五条も二十条もございますが、それは調整機関であるとか、やや附加的な問題でありますて、この二一本の柱のどこに重点を置くかということは、すなわち言い換えれば今日どの力

○田中参考人 この問題は実はわれわれのための法案を先生方に御審議をいただいておりますので、結果的にこの法案を読ましていただきまして、先ほど三浦さんがおっしゃいましたように、ただどちらがわれわれの要求をうけい盛られておるかと申しますと、やはり社会党の方が何かはつきりしていよいよ思うのであります。しかしながら先ほどのお話もありましたよ

たこの二つの法案をひらくめまして
考えますことは、やはりこうした小委員会の
商業の調整ももちろん必要でございま
すが、これだけ切り離して急いで通す
ということではなく、百貨店法について
てもまだ検討すべき必要もございま
しょう。あるいはまた生協の問題につ
きましても、積極的に負外利用くらいの
は農協並みに認めるということを考慮
していただきことも必要でございま

○小林(正)委員 小売市場の問題については、一切ゼロで、社会党が一点勝ちということがあります。そこで今の製造業者または卸売業者の少売業兼業という点については絶対反対だという気持ち、よくわかるのであります。しかししながら現実に政治を行なう上において、そういうところにまた別途な案も出てくるとは考えられません。そうすると社会党案か自民党案かということになりますが、この上と下の二つ、つまり政府が考えているような調停案と、社会党が考えておるところの商業調整審議会を設けてこれを審議するというやり方について、どっちがいいと思いませんか。その点お考えを伺いたい。

案がどっちを向いているかという姿勢が大体わかると思います。性格の違いというものがおのずからはつきり出てきていると思うのです。それで先ほど田中さんからは両法案のいいところをとつてというお話をありましたが、何がいいか何が悪いかという基準が問題なのです。そこでこの両法案についてどういうふうに評価されておるか。政府案のどこがいいのだ、社会党案のどこがいいのだ、それから両法案についてどこが悪いのだ、こういうことを項目別でよろしいですから、御三方から簡単に伺いたい。

により多く小売商が影響され、また困っているかという問題に着目するのをざいます。その点から申し上げますと私どもは直面申し上げて生國購買会の方はある都市は極端にひどく影響を与えるところもある。ほとんど影響を与えてないところもある。たとえば地方小都市では翁石市であるとか、あるいは熊本の水俣市であるとか、福岡であるとか、特殊なところは大きな影響を受けておるところもあります。また一方大資本による影響と申しますのは大都市に偏しております。これを一挙に解決するということは困難とも思われますけれども、田中さんの説のよう、そのいわゆる根本思想の調整というものが必要だと私は思うのであります。具体的に申し上げ

等の大資本による圧迫をある程度排除するなど、それからわれわれ自身の過当競争、そういう面からお願ひをしておりましたのでございまして、先ほど私が申し上げましたときには規制人々が、ということを申し上げましたが、結果におきましては、結局その規制ということを十分に御考慮をいただきまして、ならば、この法案の内容が十分われわれに受け入れられるのではないかといふ考えであります。

○永井委員 そこでお尋ねをいたすわけですが、小売商業の問題は午前中にも話をしたわけですが、もともと小売商業のここに出した法案の限界で解決できない範囲といふものは非常に狭小なものだし、取り上げられているものは未梢的なもので、もつと隠れている、地下にもぐっている大きな力といふものの、そういうものの土台から、あるいは税金の面、あるいは金融の面、あるいは貿易の面、あるいは技術の面、そういう大底盤な経済あるいは政治の分野のいろいろなものから、土台から築き上げてきて、その中からしづつと常に行なわれていただけにならば、これは非常にかけつけだ、かように考えております。

○田中参考人　お答えいたします

一方大絵緞の力による攻撃とこ

思うのであります。具体的に申し上げ

違った考え方で立案されると

き上げてきて
その中からしほつて小

売商業という特殊な分野に、職域における問題の解決、こういうふうにしぱつてなければ問題の解決にならぬということはもちろんでありますから、そういうことを考慮に入れながらお尋ねするわけですが、やはりこの問題で取り上げているのは、この購買会をどうするとか、消費生活協同組合をどうするとか、こういう非常に目先にちらつく問題だけを取り上げている。しかしちらついてはいるが、その経済的な影響というようなものを取り上げてみますと、実質的には大したことではない。そうしてことに小売商業の当面している対象というのは消費者でありますから、少くとも消費者はどうなつてもいいんだという前提には立たない以上、消費者は消費者自身で一つの消費生活を確立していくという活動分野があつてもよろしいのでありますし、もちろんそういう消費者の自主的な活動分野というもののがなければならぬわけでありますから、そういった意味において、消費生活協同組合の助長育成ということは、これはもうどうであろうと、小売商業の方々の好むと好まざるとにかかわらず、この必要性といふものは国際的な分野においてやはり推進されなければならぬ、こう思うのであります。それはそれとして、そういう末梢的な問題を目的的に並べても、小売商業の分野を解決するそぞ大した大きな力はない。大きな力は何かをするところの過度の競争、この問題が宿命的な問題であるとともに、最も大きな問題である。そういう問題を解決しますためには、どうしたってこれは小売業者自身の経済的な活動分野にお

○三浦参考人 大へんむずかしい問題を提示されたのでござりますが、一つは消費者階層といふものに対する小売商のあり方というものをどうするかという問題、前段の問題はそれのように存じましたが、私は全国民が消費者階級であると思うのです。大会社の重役もあるいは農民も店舗の御主人も――商人の売っているものは、厳密な意味でいえば、自分の生活に直接使用するようなものはきわめて少い、洋服屋でも毎日洋服を着かえて着るわけではございません。ほんとうの生活必需品というものは、消費者の立場に立つておるのでございまして、そういう点から小売商と消費者とが対立するという考え方で、ものごとを考えたくあります。要するに国民経済という立場に立つて、小売商のあり方をどうきめていくかということは、国民全体にいかに利益であるかというような形において、この問題をとらえていただかなければ、消費者対小売商といふものがまつこころから衝突しておるというようないふ考へ方は、私にはとうてい理解できません。

それから第一の問題として、こういう問題を政治的に解決していくために五百五十万もの小売商が何をばやばやしているのか、果して團結できるかどうか、その團結の力で解決できるのかで

えますときには、先ほど登録制のお話を分知ることが必要である、自分が自分を認識することが必要である、まずこれが先決だと言うて、われわれは業界を指導しておるのであります。が、そこまでにはなかなか参らない。それには先ほど申されましたような登録制というようなことで、いわゆる小売商个体の体質を十分に把握することが先決問題ではないか。そういたしまして後に一つの目的に向って進んでいきます。ならば、必ず全国的な統一ができるだろう、こう確信を持つておる次第です。

○永井委員 そこで私は税金の問題一つを考えましても、たとえば個人事業で減らしたかわりに、こっちの方へすぐ物品税を持ってくる。それから所得税なら所得税で税率を下げた、そういうと今度はこちらの方で所得をぶやかれて、低い税率でも実際の納税額は下げないようやる、そうして前の歳入のワクは昨年に比べて千何百億ふえているのだ。それだけは國の方で何らかの形によつて税金を取るわけですが、だから一面で税金が下つたといい、一面で歳出ワクがふえたといふ。ここに国民が納めなければならぬワクがふえておるので、ということははっきりするし、その中で技術的にいろいろな操作が行われる。そこでやはり中小企業の皆さんは非常に過度の競争で、同業者のがなかなか団結できないような宿命的な一つの条件を中に持つてゐる。そういう宿命的な条件を中心を持っているものだから、手近なところもこれが敵に見え、あるいは生活協同組合が動き出すと、あれは敵だとすぐにそ

問題を向ける、購買会——これは別ですが、すぐにそういうふうに向ける。そういうことでその問題に執掌して、ほんとうにその問題の陰に隠されていふる、中小企業として政治的に対立し、経済的に対決していかなければならぬほんとうの相手を見失いつつあるのではないかということを必配するのであります。でありますから、たとえば物品税なら物品税という旗のもとに歩調が合いますけれども、その次に、税全体におけるところの分析においてはどうかということになると、これはもうばけてくる。あるいは金融の問題一つについても、百貨店問題一つにして、百貨店法という法が一つできますと、その内容がどうあらうと、その法律的な効果がどうなろうと、まずそれ飛びつく、こういうようなことで混迷しているというのが中小企業の、ことに小売商業の皆さんのは実態ではないかと思うのです。そこで、こういう社会党の案、政府の案、こういうふうに問題が出されたときどうであるかといふと、指導者であられる小売商業者の皆さんには、共通の一つの達成しなければならぬ政治目標、経済目標といふものがあるに違いない、その目標の尺度でどの程度——これはこうだ、これはわれわれのものではない、これは内容は少し弱いけれども、しかしわれわれの考へている方向だ、性格はこうだ、こういうふうに分析して、ほんとうに正しいものを伸ばして、正しからざるごまかしの羊頭狗肉のものはこれだけ飛ばしていくだけの分析力と、それだけの一つの取捨選択する政治力と

いうものを自主的に持たなければ、ただ団結だ、団結だと言つて、どこに向つて団結するかわからない、目標のない団結ということで混迷してはならない。そういう意味においてたとえば退職金の問題にいたしましても、いろいろ中小企業の皆さんをこまかす羊頭狗肉の法案がたくさん出てくると思う。これに当つて政治活動の前に政治的な問題として解決しなければならぬ問題があるのではないか。だからどうか皆さんはそういう面においてはつきりしたもの一度分析して、そうしてつかんで、指導者はこれをもとに行動の方向を間違わないように、一つ団結をかたくしていかれることが、やはり今日これだけ戦い取つたものを、あしたはこれを踏み台にしてさらに大きなものを戦い取るだけの力になつていく、後の中企連運動における一つの心が見え、それから現状のもたらしてゐるにおいて、私たちあなた方が中小企業の指導者としての立場において、今こう思ひのであります。そういう意味において、私たちは、あなた方が中企連運動において、立場を戦い取るだけの力になつていく、後の中企連運動における一つの心が見え、それから現状のもたらしてゐる政治的な一つの情勢に対して、政治的解決というならば、その本質的なものは選挙以外にはないのですが、そういうような問題に対してどういうようなお考へを持っているか伺いたい。

○長谷川委員長 お述べになりますか。——ないそうです。
大体質疑は終了いたしました。参考の方々には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べ下さいましたことはまことにありがとうございました。本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。

午後三時五十七分散会